





山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
24	<p>2 市町村の防災組織</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 応急体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の充実・強化に努めるものとする。</li> <li>・市町村は、躊躇なく避難<b>勧告</b>等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</li> </ul> <p>4 自主防災組織</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 組織の編成及び活動</p> <p>(略)</p> <p>ア、イ (略)</p>	<p>2 市町村の防災組織</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 応急体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の充実・強化に努めるものとする。</li> <li>・市町村は、躊躇なく避難<b>指示</b>等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</li> </ul> <p>4 自主防災組織</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 組織の編成及び活動</p> <p>(略)</p> <p>ア、イ (略)</p>	<p>災害対策基本法改正のため</p>
25	<p>ウ 災害発生時の活動</p> <p>(ア)地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難<b>勧告</b>・指示の伝達</p> <p>(イ)～(カ) (略)</p>	<p>ウ 災害発生時の活動</p> <p>(ア)地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難<b>指示</b>の伝達</p> <p>(イ)～(カ) (略)</p>	<p>災害対策基本法改正のため</p>
26	<p>第2節 防災知識の普及・教育及び防災訓練</p> <p>1 防災知識の普及・教育</p> <p>自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは市町村等の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、県や市町村は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。</p> <p>この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p>	<p>第2節 防災知識の普及・教育及び防災訓練</p> <p>1 防災知識の普及・教育</p> <p>自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは市町村等の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、県や市町村は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。</p> <p>この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p>	<p>災害対策基本法改正のため</p>



山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

28	<p>なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。</p> <p>第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充</p>	<p>なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。</p> <p>第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充</p>	<p>のため</p>																																																																																																																												
29	<p>1 防災施設の整備</p>	<p>1 防災施設の整備</p>																																																																																																																													
30	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 防災活動拠点</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 防災活動拠点</p>	<p>道路管理 課修正</p>																																																																																																																												
31	<p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>拠点施設名</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>小瀬スポーツ公園</td><td>甲府市</td><td>県</td><td>警察、自衛隊、消防、国土交通省</td></tr> <tr><td>2</td><td>富士北麓公園</td><td>富士吉田市</td><td>県</td><td>警察、自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>3</td><td>楡形総合公園</td><td>南アルプス市</td><td>市</td><td>自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>4</td><td>富士川クラフトパーク</td><td>身延町</td><td>県</td><td>警察、自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>5</td><td>山梨県立防災安全センター</td><td>中央市</td><td>県</td><td>自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>6</td><td>緑が丘スポーツ公園</td><td>甲府市</td><td>県・市</td><td>自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>7</td><td>笛吹川フルーツ公園</td><td>山梨市</td><td>県</td><td>警察、自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>8</td><td>曽根丘陵公園</td><td>甲府市</td><td>県</td><td>自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>9</td><td>桂川ウェルネスパーク</td><td>大月市</td><td>県</td><td>警察、自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>10</td><td>韮崎中央公園</td><td>韮崎市</td><td>市</td><td>警察、自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>11</td><td>アイメッセ山梨</td><td>甲府市</td><td>県</td><td>物流事業者等</td></tr> </tbody> </table>	No.		拠点施設名	所在地	管理者	用途	1	小瀬スポーツ公園	甲府市	県	警察、自衛隊、消防、国土交通省	2	富士北麓公園	富士吉田市	県	警察、自衛隊、消防	3	楡形総合公園	南アルプス市	市	自衛隊、消防	4	富士川クラフトパーク	身延町	県	警察、自衛隊、消防	5	山梨県立防災安全センター	中央市	県	自衛隊、消防	6	緑が丘スポーツ公園	甲府市	県・市	自衛隊、消防	7	笛吹川フルーツ公園	山梨市	県	警察、自衛隊、消防	8	曽根丘陵公園	甲府市	県	自衛隊、消防	9	桂川ウェルネスパーク	大月市	県	警察、自衛隊、消防	10	韮崎中央公園	韮崎市	市	警察、自衛隊、消防	11	アイメッセ山梨	甲府市	県	物流事業者等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>拠点施設名</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>小瀬スポーツ公園</td><td>甲府市</td><td>県</td><td>警察、自衛隊、消防、国土交通省</td></tr> <tr><td>2</td><td>富士北麓公園</td><td>富士吉田市</td><td>県</td><td>警察、自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>3</td><td>楡形総合公園</td><td>南アルプス市</td><td>市</td><td>自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>4</td><td>富士川クラフトパーク</td><td>身延町</td><td>県</td><td>警察、自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>5</td><td>山梨県立防災安全センター</td><td>中央市</td><td>県</td><td>自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>6</td><td>緑が丘スポーツ公園</td><td>甲府市</td><td>県・市</td><td>自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>7</td><td>笛吹川フルーツ公園</td><td>山梨市</td><td>県</td><td>警察、自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>8</td><td>曽根丘陵公園</td><td>甲府市</td><td>県</td><td>自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>9</td><td>桂川ウェルネスパーク</td><td>大月市</td><td>県</td><td>警察、自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>10</td><td>韮崎中央公園</td><td>韮崎市</td><td>市</td><td>警察、自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>11</td><td>アイメッセ山梨</td><td>甲府市</td><td>県</td><td>物流事業者等</td></tr> <tr><td>12</td><td>防災道の駅富士川</td><td>富士川町</td><td>国・市</td><td>警察、自衛隊、消防、国土交通省</td></tr> </tbody> </table>	No.	拠点施設名	所在地	管理者	用途	1	小瀬スポーツ公園	甲府市	県	警察、自衛隊、消防、国土交通省	2	富士北麓公園	富士吉田市	県	警察、自衛隊、消防	3	楡形総合公園	南アルプス市	市	自衛隊、消防	4	富士川クラフトパーク	身延町	県	警察、自衛隊、消防	5	山梨県立防災安全センター	中央市	県	自衛隊、消防	6	緑が丘スポーツ公園	甲府市	県・市	自衛隊、消防	7	笛吹川フルーツ公園	山梨市	県	警察、自衛隊、消防	8	曽根丘陵公園	甲府市	県	自衛隊、消防	9	桂川ウェルネスパーク	大月市	県	警察、自衛隊、消防	10	韮崎中央公園	韮崎市	市	警察、自衛隊、消防	11	アイメッセ山梨	甲府市	県	物流事業者等	12	防災道の駅富士川	富士川町	国・市
No.	拠点施設名	所在地	管理者	用途																																																																																																																											
1	小瀬スポーツ公園	甲府市	県	警察、自衛隊、消防、国土交通省																																																																																																																											
2	富士北麓公園	富士吉田市	県	警察、自衛隊、消防																																																																																																																											
3	楡形総合公園	南アルプス市	市	自衛隊、消防																																																																																																																											
4	富士川クラフトパーク	身延町	県	警察、自衛隊、消防																																																																																																																											
5	山梨県立防災安全センター	中央市	県	自衛隊、消防																																																																																																																											
6	緑が丘スポーツ公園	甲府市	県・市	自衛隊、消防																																																																																																																											
7	笛吹川フルーツ公園	山梨市	県	警察、自衛隊、消防																																																																																																																											
8	曽根丘陵公園	甲府市	県	自衛隊、消防																																																																																																																											
9	桂川ウェルネスパーク	大月市	県	警察、自衛隊、消防																																																																																																																											
10	韮崎中央公園	韮崎市	市	警察、自衛隊、消防																																																																																																																											
11	アイメッセ山梨	甲府市	県	物流事業者等																																																																																																																											
No.	拠点施設名	所在地	管理者	用途																																																																																																																											
1	小瀬スポーツ公園	甲府市	県	警察、自衛隊、消防、国土交通省																																																																																																																											
2	富士北麓公園	富士吉田市	県	警察、自衛隊、消防																																																																																																																											
3	楡形総合公園	南アルプス市	市	自衛隊、消防																																																																																																																											
4	富士川クラフトパーク	身延町	県	警察、自衛隊、消防																																																																																																																											
5	山梨県立防災安全センター	中央市	県	自衛隊、消防																																																																																																																											
6	緑が丘スポーツ公園	甲府市	県・市	自衛隊、消防																																																																																																																											
7	笛吹川フルーツ公園	山梨市	県	警察、自衛隊、消防																																																																																																																											
8	曽根丘陵公園	甲府市	県	自衛隊、消防																																																																																																																											
9	桂川ウェルネスパーク	大月市	県	警察、自衛隊、消防																																																																																																																											
10	韮崎中央公園	韮崎市	市	警察、自衛隊、消防																																																																																																																											
11	アイメッセ山梨	甲府市	県	物流事業者等																																																																																																																											
12	防災道の駅富士川	富士川町	国・市	警察、自衛隊、消防、国土交通省																																																																																																																											
	<p>※警察、自衛隊、消防、国土交通省の使用が無い場合には、県災害対策本部で調整のうえ、ライフライン機関の活動拠点としても使用する。</p>	<p>※警察、自衛隊、消防、国土交通省の使用が無い場合には、県災害対策本部で調整のうえ、ライフライン機関の活動拠点としても使用する。</p>																																																																																																																													
34	<p>第5節 風水害等予防対策</p> <p>1 山地の災害予防(森林環境部)</p>	<p>第5節 風水害等予防対策</p> <p>1 流域治水</p> <p>気候変動により増大する水災害リスクに備えるため、“あらゆる洪水に対して、人命を守り、資産等の被害軽減・解消”を目標に、流域全体でのハード・ソフト一体となった総合的な防災減災対策である流域治水を推進する。</p> <p>2 山地の災害予防(林政部)</p>	<p>治水課修正</p>																																																																																																																												

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
34 35	<p>(1)～(4) 略</p> <p><b>2</b> 河川対策(県土整備部)</p> <p>(1) 河川改修</p> <p>本県の河川は、1級河川3水系、601 河川、2級河川<b>9</b>で総延長2,095.6kmである。</p> <p>(略)</p> <p>また、山梨県水防計画に<b>ある</b>重要水防区域にある河川についても河川改修を進める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表</p> <p>(略)</p> <p>市町村は、避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、住民へ日頃から周知徹底するものとする。</p> <p>(5) ダムによる洪水調節</p> <p>洪水調節のため貯留水の放流にあたって、下流域の住民の安全と河川施設等の保全を図るため、関係市町村や防災関係機関との情報伝達体制の整備及び警報局の整備に努める。</p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p><b>3</b> 河川対策(県土整備部)</p> <p>(1) 河川改修</p> <p>本県の河川は、1級河川3水系、601 河川、2級河川 <b>9 河川</b>で総延長2,095.6kmである。</p> <p>(略)</p> <p>また、山梨県水防計画に<b>おける</b>重要水防区域にある河川についても河川改修を進める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表</p> <p>(略)</p> <p>市町村は、避難指示 _____、 _____ 高齢者等避難 _____ について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、住民へ日頃から周知徹底するものとする。</p> <p>(5) ダムによる洪水調節</p> <p>洪水調節のため貯留水の放流にあたって、下流域の住民の安全と河川施設等の保全を図るため、関係市町村や防災関係機関との情報伝達体制の整備及び警報局の整備に努める。</p> <p><b>また、ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流より一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。</b></p>	<p>治水課修正</p> <p>治水課修正</p> <p>災害対策基本法改正のため</p> <p>治水課修正</p>
36	<p><b>3</b> 砂防対策 _____ (県土整備部)</p> <p>本県の河川は流路延長が短く、急峻な地形に加え地質的にも脆弱な地層が多く荒廃しやすい要因が重なっているため、豪雨の際の溪流における生産土砂の抑止、流速土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、砂防<b>ダム、流路工</b>等一連の砂防事業を実施する。</p> <p>(1) 住民等に対する防災知識の普及</p> <p><b>県下に地すべりの土砂災害警戒区域が平成31年4月1日現在289箇所</b>で、その内「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域は、平成31年</p>	<p><b>4</b> 砂防対策(<b>土砂災害対策</b>)(県土整備部)</p> <p>(1)<b>土石流対策</b></p> <p>本県の河川は流路延長が短く、急峻な地形に加え地質的にも脆弱な地層が多く荒廃しやすい要因が重なっているため、豪雨の際の溪流における生産土砂の抑止、流速土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、砂防<b>堰堤、溪流保全工</b>等一連の砂防事業を実施する。</p>	<p>砂防課修正</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
36	<p><u>4月1日現在34箇所あり、積極的に対策工事を推進する。</u></p> <p><u>4 急傾斜地崩壊防止対策(県土整備部)</u>                      本県は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、<u>そのうち</u>急傾斜地付近に存在する人家も多い<u>ので</u>、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による<u>人的、物的被害の発生が予想される。</u>  <u>そこで、次の対策を推進する。</u></p>	<p><u>(2) 急傾斜地崩壊防止対策</u>                      本県は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、<u>急傾斜地</u>付近に存在する人家も多い<u>ため</u>、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による、<u>人的、物的被害が予想され、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適当な場合には、県により擁壁や斜面对策などの崩壊対策事業を実施する。</u></p> <p><u>(3)地すべり防止対策</u>                      県南部の峡南地域では、糸魚川・静岡構造線が走り、急峻な地形と脆弱な地質構造が分布し、県内有数の地すべり地帯を抱えており、<u>排水施設、擁壁、その他の防止施設を整備し地すべり防止事業を実施する。</u></p>	<p>砂防課修正 砂防課修正</p>
37	<p><u>(8) 雪崩防止対策</u>                      豪雪地帯対策特別措置法により指定された<u>豪雪地帯において</u>、雪崩による災害から人命を守るため、<u>集落の保護を対象として知事が必要に応じ雪崩防止工事を実施する。</u></p> <p><u>(5) 防災のための集団移転促進事業</u>                      県及び市町村は、災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を助成し促進する。</p> <p><u>(6) がけ地近接等危険住宅移転事業</u>                      県及び市町村は、災害による危険から人命を守るため、建築基準法の規定による災害危険区域等にある住宅の除去・移転を助成し促進する。</p> <p><u>(9) 宅地造成対策</u>                      県は、「宅地造成規制法」及び「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」に基づき、宅地造成事業を規制して宅地造成に伴う崖崩れ等の災害を防止する。</p> <p><u>(10) ゴルフ場等造成対策(森林環境部)</u></p>	<p><u>(4)雪崩防止対策</u>                      豪雪地帯対策特別措置法により指定されている、<u>南アルプス市のうち旧芦安村の区域と南巨摩郡早川町において</u>、雪崩による災害から人命を守るため、<u>必要に応じ雪崩防止工事を実施する。</u></p> <p><u>(5)危険箇所からの移転の促進</u>                      ・<u>防災のための集団移転促進事業</u>                      県及び市町村は、災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を助成し促進する。</p> <p>・<u>がけ地近接等危険住宅移転事業</u>                      県及び市町村は、災害による危険から人命を守るため、建築基準法の規定による災害危険区域等にある住宅の除去・移転を助成し促進する。</p> <p><u>(6)各種規制による災害防止対策</u>                      ・<u>宅地造成対策</u>                      県は、「宅地造成規制法」及び「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」に基づき、宅地造成事業を規制して住宅造成に伴う崖崩れ等の災害を防止する。</p> <p>・<u>ゴルフ場等造成対策(林政部)</u></p>	<p>砂防課修正 砂防課修正 砂防課修正 砂防課修正</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
37	<p>県は、「山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例」に基づき、造成事業を規制し災害を防止する。</p>	<p>県は、「山梨県ゴルフ場等造成事業の適性化に関する条例」に基づき、造成事業を規制し災害を防止する。</p>	正
(11)	<p>土石採取対策(森林環境部)</p>	<p>土石採取対策(林政部)</p>	砂防課修正
36	<p>県は、「山梨県岩石採取計画許可事務取扱要綱」「山梨県山・陸砂利採取計画認可事務取扱要綱」「山梨県土採取規制条例」に基づき、土石の採取について必要な規制を行い、採取に伴う土砂等の崩壊及び流出並びに粉塵等による災害を防止する。</p>	<p>県は、「山梨県岩石採取計画許可事務取扱要綱」「山梨県山・陸砂利採取計画認可事務取扱要綱」「山梨県土採取規制条例」に基づき、土砂の採取について必要な規制を行い、採取に伴う土砂等の崩壊及び流出並びに粉塵等による災害を防止する。</p>	正
(1)	<p>危険箇所の巡視等の強化</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	砂防課修正
36	<p>市町村及び防災関係機関は、豪雨の際、事前に適切な措置がとれるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施すなどの改善措置をとるよう強力に指導するものとする。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	正
(2)	<p>急傾斜地崩壊危険区域の指定</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	砂防課修正
36	<p>県下に急傾斜の土砂災害警戒区域は平成31年4月1日現在4,360箇所です。そのうち知事は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて、市町村長の意見を聞いて、崩壊のおそれのある地域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	正
	<p>指定した区域は、平成31年4月1日現在395箇所である。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	
	<p>なお、これらの地域は建築基準法第39条に基づく災害危険区域として併せて指定される。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	
(3)	<p>簡易雨量観測器の設置及び観測</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	砂防課修正
37	<p>市町村長は設置済又は今後設置の簡易雨量観測器によって雨量を観測し、県の公表する災害発生想定危険雨量と比較し、緊急時における警戒避難の目安とするものとする。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	正
	<p>なお、設置機器の維持・点検は市町村において行うものとする。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	
(4)	<p>急傾斜地の崩壊に対する知識の普及</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	砂防課修正
37	<p>県及び市町村は、警戒区域の住民に対し、急傾斜地の災害の予防対策に対する事項、急傾斜地に係る法令等に関する知識の普及を図る。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	正
(7)	<p>急傾斜地崩壊防止対策</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	砂防課修正
37	<p>急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適當な場合は、知事が必要に応じ急</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
37	<p><b>傾斜地崩壊防止工事を実施する。</b></p> <p>5 土砂災害警戒区域等における対策(県土整備部) (略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>県は、市町村長の意見を聴いて、土砂災害の発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、また、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定を行うとともに、土砂災害防止法に定められた必要な施策を講ずる。(資料編Ⅱに「4 土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧表」を掲載)</p>	<p>5 土砂災害警戒区域等における対策(県土整備部) (略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>県は、市町村長の意見を聴いて、土砂災害の発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、また、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定を行うとともに、土砂災害防止法に定められた必要な施策を講ずる。(資料編Ⅱに「4 土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧表」を掲載)。<b>県はホームページ等を通じて警戒区域の周知や土砂災害に対する危険性について、防災意識、知識の普及を図る。</b></p>	<p>砂防課修正</p> <p>砂防課修正</p>
38	<p>(3) 警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表</p> <p>市町村は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について、市町村地域防災計画に定めるものとする。</p> <p>また、土砂災害警戒区域内に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう<b>土砂災害に関する情報等の伝達方法</b>を定めるものとする。</p> <p>なお、市町村長は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報</p> <p>ア 土砂災害警戒情報の目的</p> <p>大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難<b>勧告</b>等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等に活用することを目的とする。</p>	<p>(3) 警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表</p> <p>市町村は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について、市町村地域防災計画に定めるものとする。</p> <p>また、土砂災害警戒区域内に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、<b>避難確保計画の作成、避難訓練の実施等の支援を行い、警戒避難体制の整備</b>を定めるものとする。</p> <p>なお、市町村長は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報</p> <p>ア 土砂災害警戒情報の目的</p> <p>大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難<b>指示</b>等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等に活用することを目的とする。</p>	<p>砂防課修正</p> <p>砂防課修正</p> <p>災害対策基本法改正のため</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
38	<p>イ、ウ（略）</p> <p>エ 土砂災害警戒情報の<b>捕捉</b>情報            県は、土砂災害の危険度等をメッシュ単位で分割し地図上に表示した情報（補足情報）をインターネットで公開する。</p> <p>オ、カ（略）</p> <p>キ 市町村地域防災計画            市町村は、市町村地域防災計画に土砂災害警戒情報について、住民への避難<b>勧告</b>等の発令基準のひとつとして定める。避難<b>勧告</b>等は、土砂災害警戒情報、補足情報、前兆現象、現地の地形・地質など地域の特性をふまえ、総合的に判断し発令する。</p> <p>ク 住民の避難誘導體制            市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報__が発表された場合に直ちに<b>避難勧告</b>等を発令することを基本とした具体的な<b>避難勧告</b>等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、<b>土砂災害に関するメッシュ情報</b>等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで<b>避難勧告</b>等を発令できるよう、発令<b>範囲</b>をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ__見直す<b>よう努める</b>ものとする。            （略）</p>	<p>イ、ウ（略）</p> <p>エ 土砂災害警戒情報の<b>補足</b>情報            県は、土砂災害の危険度等をメッシュ単位で分割し地図上に表示した情報（補足情報）をインターネットで公開する。</p> <p>オ、カ（略）</p> <p>キ 市町村地域防災計画            市町村は、市町村地域防災計画に土砂災害警戒情報について、住民への避難<b>指示</b>等の発令基準のひとつとして定める。避難<b>指示</b>等は、土砂災害警戒情報、補足情報、前兆現象、現地の地形・地質など地域の特性をふまえ、総合的に判断し発令する。</p> <p>ク 住民の避難誘導體制            市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報<b>等</b>が発表された場合に直ちに<b>避難指示</b>等を発令することを基本とした具体的な<b>避難指示</b>等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、<b>土砂災害の危険度分布</b>等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで<b>避難指示</b>等を発令できるよう、発令<b>対象区域</b>をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す<b>_____</b>ものとする。            （略）</p>	<p>砂防課修正</p> <p>災害対策基本法改正のため</p> <p>災害対策基本法改正のため</p> <p>防災基本計画修正のため</p>
39	<p>6 農地災害予防対策(農政部)            (略)</p> <p>(1) 農業用ため池の防災・減災対策            本県では、ため池等整備事業などの農村地域防災減災事業により、老朽化した農業用ため池の整備を進めてきた。            また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、「<b>防災重点 ため池</b>」に選定するとともに、公表している。            今後は、この「<b>防災重点 ため池</b>」を中心として、耐震や豪雨等に</p>	<p>6 農地災害予防対策(農政部)            (略)</p> <p>(1) 農業用ため池の防災・減災対策            本県では、ため池等整備事業などの農村地域防災減災事業により、老朽化した農業用ため池の整備を進めてきた。            また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、「<b>防災重点農業用ため池</b>」に選定するとともに、公表している。            今後は、この「<b>防災重点農業用ため池</b>」を中心として、耐震や豪雨等に</p>	<p>耕地課修正</p>

# 山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

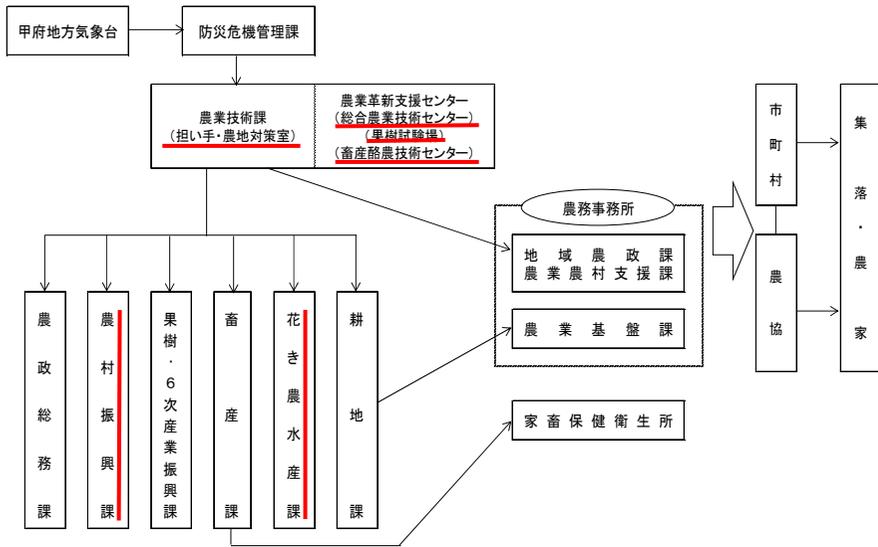
対して必要な機能を有していないため池や老朽化した施設については、関係市町村等と連携し、地域の合意形成を図りつつ、計画的な耐震化・豪雨時の洪水対策に取り組むこととしている。

また、ため池が決壊した場合の浸水想定地域等を示した「ハザードマップ」や「緊急連絡網」の随時更新を図り緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、ため池管理者への指導や豪雨後・災害時の点検等を行う体制の構築等、保全管理体制の強化を推進する。

(2)～(5) (略)

40 7 農作物災害予防対策(農政部)  
(略)

○ 勤務時間外における気象情報伝達網



第6節 雪害予防対策  
1～5 (略)

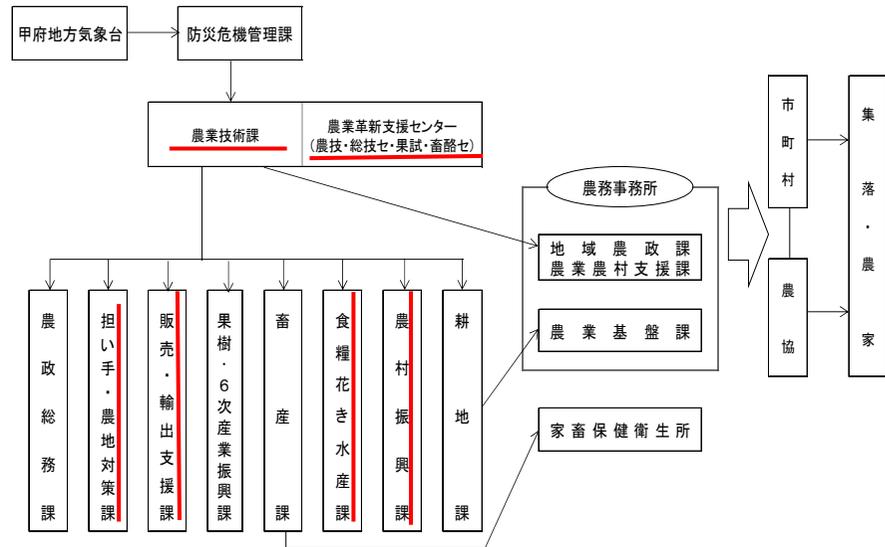
対して必要な機能を有していないため池や老朽化した施設については、関係市町村等と連携し、地域の合意形成を図りつつ、計画的な耐震化・豪雨時の洪水対策に取り組むこととしている。

また、ため池が決壊した場合の浸水想定地域等を示した「ハザードマップ」や「緊急連絡網」の随時更新を図り緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、ため池管理者への指導や豪雨後・災害時の点検等を行う体制の構築等、保全管理体制の強化を推進する。

(2)～(5) (略)

7 農作物災害予防対策(農政部)  
(略)

○ 勤務時間外における気象情報伝達網



第6節 雪害予防対策  
1～5 (略)

耕地課修正

農業技術課修正

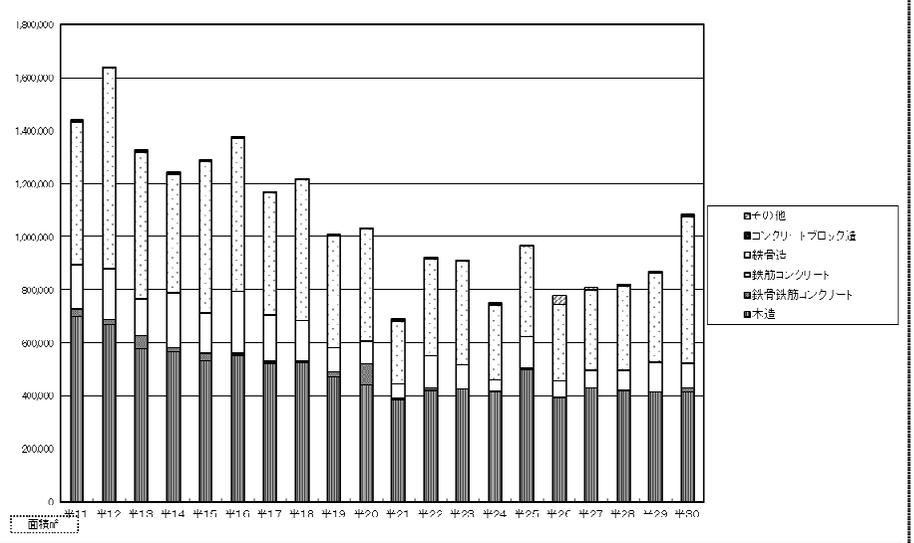
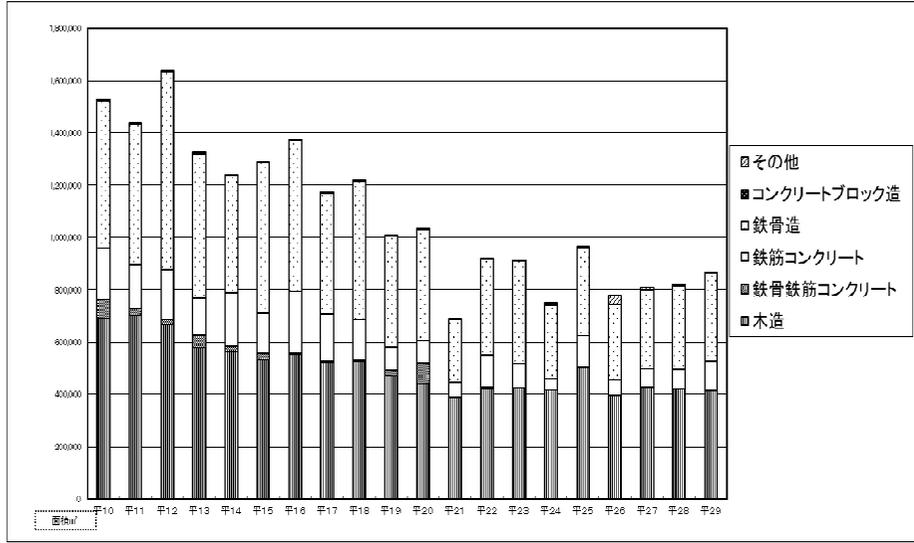
山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
41	<p>6 広報活動</p> <p>県、市町村等防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、除排雪等にかかる注意喚起に継続的に努めるものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、県民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等、家庭で実施する予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動などについて、防災知識の普及啓発を図る。</p> <hr/> <p>7 略</p>	<p>6 広報活動</p> <p>県、市町村等防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、除排雪等にかかる注意喚起に継続的に努めるものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、県民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等、家庭で実施する予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動などについて、防災知識の普及啓発を図る。<u>また、道路交通に関しては、集中的な大雪が予測される場合において、不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。</u></p> <p>7 略</p>	<p>防災基本 計画修正 のため</p>
42	<p>第7節 建築物災害予防対策</p> <p>1 不燃建築物の建設促進対策 (略)</p> <p>(1) 建築物が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれのある地域について、防火地域及び準防火地域を指定し、建築物の構造制限等不燃建築物の建設について指導を行う。</p> <p>ア 地域指定の状況 (略)</p> <p>イ 建築物の建築状況 建築物の構造別面積 県下の平成10年から平成29年までの着工建築物の構造面積は次のとおりである。</p>	<p>第7節 建築物災害予防対策</p> <p>1 不燃建築物の建設促進対策 (略)</p> <p>(1) 建築物が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれのある地域について、防火地域及び準防火地域を指定し、建築物の構造制限等不燃建築物の建設について指導を行う。</p> <p>ア 地域指定の状況 (略)</p> <p>イ 建築物の建築状況 建築物の構造別面積 県下の平成11年から平成30年までの着工建築物の構造面積は次のとおりである。</p>	<p>建築住宅 課修正</p>

# 山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

42



建築住宅  
課修正

43

3 公共施設災害予防計画  
 (1) (略)  
 (2) 県有建物の現況

3 公共施設災害予防計画  
 (1) (略)  
 (2) 県有建物の現況

# 山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

43

ア 県有建物所管別一覧表

(平成31年3月31日現在)

区分	木造		非木造	
	箇所数	面積(m <sup>2</sup> )	箇所数	面積(m <sup>2</sup> )
総合政策部	0	0.00	7	1,195.47
県民生活部	4	93.87	57	65,358.57
リニア交通局	0	0.00	3	2,578.40
総務部	3	49.76	120	88,479.44
防災局	0	0.00	24	10,499.74
福祉保健部	7	279.45	148	67,045.44
森林環境部	79	7,994.94	81	11,342.20
産業労働部	4	33.55	95	53,852.11
観光部	10	243.48	11	4,301.18
農政部	7	655.24	311	69,334.59
県土整備部	31	2,860.75	1,210	673,747.37
企業局	16	2,070.91	64	19,718.51
教育委員会	19	1,441.41	1,110	640,102.7
警察本部	21	1,888.78	746	107,931.56
総計	201	17,612.14	3,987	1,815,494.32

※ 箇所数は一施設を一箇所とした数字。ただし、同一施設内に木造、非木造がある場合は、各々木造1、非木造1とし、施設の付属建物(宿舍等)であっても離れているものは、別個の物として扱った。なお県営住宅等集団住宅については一団地を一施設とした。

イ 今後の方針  
(略)

ア 県有建物所管別一覧表

(令和2年3月31日現在)

区分	木造		非木造	
	箇所数	面積(m <sup>2</sup> )	箇所数	面積(m <sup>2</sup> )
知事政策局	0	0.00	10	3,676.43
スポーツ振興局	0	0.00	15	3,062.11
県民生活部	0	0.00	50	43,775.86
リニア交通局	0	0.00	3	2,578.40
総務部	3	49.76	120	88,479.44
防災局	0	0.00	24	10,499.74
福祉保健部	5	185.77	118	56,228.57
子育て支援局	4	1,074.65	31	15,063.61
森林環境部	78	7,985.94	72	10,639.85
産業労働部	4	33.55	95	53,852.11
観光文化部	14	337.35	39	62,643.19
農政部	7	655.24	312	69,528.75
県土整備部	32	4,269.68	1,211	672,249.91
企業局	14	2,070.91	64	20,068.22
教育委員会	20	2,143.81	1,063	598,697.95
警察本部	21	1,888.78	738	104,560.04
総計	202	20,695.44	3,965	1,815,603.65

※ 箇所数は一施設を一箇所とした数字。ただし、同一施設内に木造、非木造がある場合は、各々木造1、非木造1とし、施設の付属建物(宿舍等)であっても離れているものは、別個の物として扱った。なお県営住宅等集団住宅については一団地を一施設とした。

イ 今後の方針  
(略)

財産管理  
課修正

## 山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

44	<p><b>第8節 文化財災害予防対策</b></p> <p><b>1 保護の対象</b></p> <p style="text-align: center;">(令和元年12月現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">国指定</th> <th colspan="2">県指定</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>内訳</th> <th>件数</th> <th>内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形文化財</td> <td style="text-align: center;">109</td> <td>建造物52 (内国宝2) 美術工芸品57 (内国宝3)</td> <td style="text-align: center;">364</td> <td>建造物66 美術工芸品298</td> </tr> <tr> <td>無形文化財</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>民俗文化財</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td>無形4 有形1</td> <td style="text-align: center;">33</td> <td>無形20 有形13</td> </tr> <tr> <td>史跡</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td></td> <td style="text-align: center;">27</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名勝</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td>特別名勝2 名勝4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重要伝統的建造物群</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td style="text-align: center;">34</td> <td>特別天然記念物3 天然記念物31</td> <td style="text-align: center;">106</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 文化財保護対策</b></p> <p>(1) 国指定の文化財 文化庁、県及び市町村の教育委員会は「文化財保護法」によって指定された国宝等の文化財が適切に保存されるよう取り組んでいる。</p> <p>(2) 県及び市町村指定の文化財 「県文化財保護条例」及び「市町村文化財保護条例」によって指定された文化財の保護は、それぞれの自治体が独自に重要な文化財を指定し適切に保存されるよう取り組んでいる。この場合、同一物件が同時に国、県、市町村指定となることはない。</p> <p>(3) 文化財の管理責任 ア 文化財の管理については、所有者、管理団体及び管理責任者にその責任を義務づけている。 イ 所有者及び管理責任者の変更、指定物件の滅失、毀損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、所在地の市町村教育委員会を経て、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財は</p>	区分	国指定		県指定		件数	内訳	件数	内訳	有形文化財	109	建造物52 (内国宝2) 美術工芸品57 (内国宝3)	364	建造物66 美術工芸品298	無形文化財					民俗文化財	5	無形4 有形1	33	無形20 有形13	史跡	16		27		名勝	6	特別名勝2 名勝4	5		重要伝統的建造物群	2				天然記念物	34	特別天然記念物3 天然記念物31	106		<p><b>第8節 文化財災害予防対策</b></p> <p><b>1 文化財所有者の管理責任等について</b></p> <p>(1) <u>山梨県文化財保護条例に定める所有者の管理義務等について</u></p> <p>○ <u>山梨県文化財保護条例において、県指定文化財の所有者、管理責任者による文化財の管理を義務づけるとともに、所有者及び管理責任者の変更、指定物件の滅失、毀損、亡失、盗難があった場合は、知事に届け出るものとしている。</u></p> <p>○ <u>県指定文化財の修理は、所有者(管理団体がある場合は管理団体)が行うものとし、その管理又は修理に多額の経費を要する場合、知事は、その一部に充てるため補助金を交付することができるものとしている。</u></p> <p>(2) <u>文化財保護法に定める所有者の管理義務等について</u></p> <p>○ <u>文化財保護法において、国指定文化財の所有者、管理責任者または管理団体による文化財の管理を義務づけるとともに、所有者及び管理責任者の変更、指定物件の滅失、毀損、亡失、盗難があった場合は、文化庁長官に届け出るものとしている。</u></p> <p>○ <u>国指定文化財の修理は、所有者(管理団体がある場合は管理団体)が行うものとし、その管理又は修理に多額の経費を要する場合、政府は、その一部に充てるため補助金を交付することができるものとしている。</u></p> <p><b>2 山梨県文化財保存活用大綱における文化財の災害予防対策</b></p> <p><u>県では、文化財の災害に備えると共に被災時の損傷を最小限に留めるため、令和元年度に文化財保護法に基づき策定した山梨県文化財保存活用大綱に、文化財の防災及び災害発生時の対応について方針を定めている。</u></p> <p>(1) <u>災害に備えた平時からの普及啓発</u></p> <p>① <u>普及啓発活動や防犯・防災対策の取り組みの促進</u></p> <p>○ <u>「文化財防火デー」(1月26日)に合わせて、県内の各所において防災</u></p>	文化振興・文化財課修正
区分	国指定		県指定																																												
	件数	内訳	件数	内訳																																											
有形文化財	109	建造物52 (内国宝2) 美術工芸品57 (内国宝3)	364	建造物66 美術工芸品298																																											
無形文化財																																															
民俗文化財	5	無形4 有形1	33	無形20 有形13																																											
史跡	16		27																																												
名勝	6	特別名勝2 名勝4	5																																												
重要伝統的建造物群	2																																														
天然記念物	34	特別天然記念物3 天然記念物31	106																																												

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
44	<p><u>県教育委員会に届け出るものとする。</u></p> <p><u>3 文化財の防災施設</u>  <u>指定文化財の防災施設(防火施設、保存庫)については、所有者及び管理責任者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。補助金の率は、国指定では国庫補助残50%が上限、県指定では50%が上限である。</u></p>	<p><u>訓練や防火設備点検の実施等、防災に係る周知や普及啓発活動を促進する。</u></p> <p>○ <u>文化財所有者や管理責任者が、防犯や防災に関して日頃留意すべき事項や、実際に災害が発生したとき取るべき一般的な対応を周知するマニュアルなどの作成や充足に努め、普及啓発と防犯・防災のための自主的な取り組みを促進する。</u></p> <p>② <u>文化財の現況の把握と防災スキルの向上</u>  ○ <u>平時における活動として、県は市町村と協力し、域内文化財の管理状況等の現況把握や、救済活動の際に資する研修会や技能講習会の実施に努める。</u></p> <p>③ <u>文化財防災ネットワークの設置・運用</u>  ○ <u>災害発生時に緊急的なレスキュー活動等を円滑に行うため、県が主体となって、大学等の協力を得るなか、県立博物館と県内博物館施設、市町村等による文化財に関する山梨県内での防災ネットワークを構築する。</u>  ○ <u>国立文化財機構が主催する「文化財防災ネットワーク推進事業」との連携を図り、防災発生時対応の体制強化に取り組む。</u>  ○ <u>県は、文化財防災ネットワークの事務局として、各種活動のコーディネートや広域連携に関する調整を行う。</u></p> <p>(2) <u>被害情報の収集・緊急的なレスキュー活動など災害発生時に行う取り組み</u></p> <p>① <u>文化財被災状況の収集、共有化</u>  ○ <u>文化財の被災に対する情報をいち早く共有化し、適切な対処に繋げる必要があることから、引き続き県と市町村が連携し、文化庁と密に情報共有を図る。</u>  ○ <u>防災及び災害発生時の対応を強化するため、文化財の防災ネットワークによる災害発生時における県と市町村、文化財所有者や管理責任者が連携した文化財被災状況の収集、共有化を図る。</u></p> <p>② <u>被災時の対応</u></p>	文化 振興・文化財課修正



山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
54	<p>ウ (略)</p> <p>エ 健常者に先駆けて、東海地震「注意情報」発表時や南海トラフ地震に関連する情報、市町村長の判断で出す「<u>避難準備(避難行動要支援者避難)情報</u>」発表時に、避難行動要支援者を先行して早期に避難させる仕組みづくりを図るものとする。</p>	<p><u>めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 健常者に先駆けて、東海地震「注意情報」発表時や南海トラフ地震に関連する情報、市町村長の判断で出す「<u>高齢者等避難</u>」発表時に、避難行動要支援者を先行して早期に避難させる仕組みづくりを図るものとする。</p> <p><u>オ 市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>カ 市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>キ 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p>	<p>災害対策 基本法改正のため</p> <p>災害対策 基本法改正のため</p> <p>災害対策 基本法改正のため</p> <p>災害対策 基本法改正のため</p> <p>災害対策 基本法改正のため</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
57 59	<p>(3)～(8) (略)</p> <p>第3章 災害応急対策 第1節 応急活動体制 1 県災害対策本部 (1)～(5) (略) (6)市町村庁舎被災時等の情報収集 災害発生後、市町村の庁舎等が被災したことにより、市町村による被災状況、及びこれに対して執られた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項により、県は被災市町村に替わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。</p> <p>ア 被災地への職員派遣 県は災害対策本部において、職員等の支援を必要とする市町村に派遣し、情報の収集に努める。</p>	<p><u>ク 市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>第3章 災害応急対策 第1節 応急活動体制 1 県災害対策本部 (1)～(5) (略) (6)市町村庁舎被災時等の情報収集 災害発生後、市町村の庁舎等が被災したことにより、市町村による被災状況、及びこれに対して執られた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項により、県は被災市町村に替わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。 <u>また、市町村が災害応急対策等により、報告が十分なされないと予想される場合は、当該市町村からの要請を待たずに市町村災害対策本部等に職員を派遣し、必要な支援を行う。</u></p> <p>ア 被災地への職員派遣 県は災害対策本部において、職員等の支援を必要とする市町村に派遣し、情報の収集に努める。<u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p>	<p>災害対策基本法改正のため</p> <p>防災危機管理課修正</p> <p>防災基本計画修正のため</p> <p>災害対策基本法改正のため</p>
60	<p>(7) (略)</p> <p>(8) 県災害警戒本部 (略) ア 風水害等 a 複数の市町村で、洪水や土砂災害に係る避難<u>勧告</u>が発令される等の状況が生じたとき b 県内の広範囲な地域にわたり、豪雪が見込まれるとき イ～エ (略)</p>	<p>(7) (略)</p> <p>(8) 県災害警戒本部 (略) ア 風水害等 a 複数の市町村で、洪水や土砂災害に係る避難<u>指示</u>が発令される等の状況が生じたとき b 県内の広範囲な地域にわたり、豪雪が見込まれるとき イ～エ (略)</p>	<p>災害対策基本法改正のため</p>





## 山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

- 90 **7** 広域応援体制に必要となる防災活動拠点  
 (1) 災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点の設定  
 災害発生時において、応援部隊の受入、物資の集積、振分、運搬の拠点となる場所を設定する。  
 災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点一覧表

No.	拠点施設名	所在地	管理者	用途
1	小瀬スポーツ公園	甲府市	県	警察、自衛隊、消防、国土交通省
2	富士北麓公園	富士吉田市	県	警察、自衛隊、消防
3	楡形総合公園	南アルプス市	市	自衛隊、消防
4	富士川クラフトパーク	身延町	県	警察、自衛隊、消防
5	山梨県立防災安全センター	中央市	県	自衛隊、消防
6	緑が丘スポーツ公園	甲府市	県・市	自衛隊、消防
7	笛吹川フルーツ公園	山梨市	県	警察、自衛隊、消防
8	曾根丘陵公園	甲府市	県	自衛隊、消防
9	桂川ウェルネスパーク	大月市	県	警察、自衛隊、消防
10	韮崎中央公園	韮崎市	市	警察、自衛隊、消防
11	アイメッセ山梨	甲府市	県	物流事業者等

※警察、自衛隊、消防、国土交通省の使用が無い場合には、県災害対策本部で調整のうえ、ライフライン機関の活動拠点としても使用する。

- 91 第2節 災害関係情報等の受伝達  
 1 **予報及び特別警報・警報・注意報等**の受理、伝達  
 (1) 甲府地方气象台が発表する**予報・警報**  
 ア 予報・特別警報・警報・注意報等の種類

- 8 広域応援体制に必要となる防災活動拠点  
 (1) 災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点の設定  
 災害発生時において、応援部隊の受入、物資の集積、振分、運搬の拠点となる場所を設定する。  
 災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点一覧表

No.	拠点施設名	所在地	管理者	用途
1	小瀬スポーツ公園	甲府市	県	警察、自衛隊、消防、国土交通省
2	富士北麓公園	富士吉田市	県	警察、自衛隊、消防
3	楡形総合公園	南アルプス市	市	自衛隊、消防
4	富士川クラフトパーク	身延町	県	警察、自衛隊、消防
5	山梨県立防災安全センター	中央市	県	自衛隊、消防
6	緑が丘スポーツ公園	甲府市	県・市	自衛隊、消防
7	笛吹川フルーツ公園	山梨市	県	警察、自衛隊、消防
8	曾根丘陵公園	甲府市	県	自衛隊、消防
9	桂川ウェルネスパーク	大月市	県	警察、自衛隊、消防
10	韮崎中央公園	韮崎市	市	警察、自衛隊、消防
11	アイメッセ山梨	甲府市	県	物流事業者等
12	<b>防災道の駅富士川</b>	<b>富士川町</b>	<b>国・市</b>	<b>警察、自衛隊、消防、国土交通省</b>

※警察、自衛隊、消防、国土交通省の使用が無い場合には、県災害対策本部で調整のうえ、ライフライン機関の活動拠点としても使用する。

- 第2節 災害関係情報等の受伝達  
 1 **防災気象情報**の受理、伝達  
 (1) 甲府地方气象台が発表する**防災気象情報**  
 ア 予報・特別警報・警報・注意報等の種類  
**警戒レベルを用いた防災情報の提供**  
**警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。**  
**「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベル**

道路管理  
課修正

甲府地方  
气象台修  
正

## 山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

91

種 類	概 要
府県天気予報 天気分布予報	予報発表時から明後日までの風、天気、降水確率、気温等の予報 日本全国を約 20km 格子に分け、それぞれについて 3 時間単位の 気象状態(天気、降水量、気温、降雪量)を、5 時、11 時予報は 2 4 時間先まで、17 時予報は 30 時間先まで分布図形式で行う予 報
地域時系列予報	代表的な地域又は地点を対象に、3 時間単位の気象状態(天気、気 温、風向、風速)を、5 時、11 時予報は 24 時間先まで、17 時 予報は 30 時間先まで時系列グラフ表示で行う予報
週間天気予報	発表日翌日から 7 日先までの天気、降水確率、気温等の予報(含 む、信頼度)
警報級の可能性 (明日まで)	大雨、大雪、暴風(暴風雪)が明日までの警報級の現象になる可 能性を、定時の天気予報の発表(毎日 05 時、11 時、17 時)に合 わせて、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、「高」、「中」の 2 段階の確度を付して発表する予報
警報級の可能性 (明後日以降)	大雨、大雪、暴風(暴風雪)が 2 日先から 5 日先までの警報級の 現象になる可能性を、週間天気予報の発表(毎日 11 時、17 時) に合わせて、県単位で、「高」、「中」の 2 段階の確度を付して発表 する予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれが ある場合に、その旨を注意して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害が起こるお それがある場合に、その旨を警告して行う予報
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起 こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
府県気象情報	気象予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を 喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過 や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報
土砂災害警戒情報	山梨県と甲府地方気象台が共同で発表する情報。大雨警報(土 砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさ らに高まったときに、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の 判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼び かける情報
記録的短時間大雨情 報	数年に 1 回程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観 測又は解析したときに、府県気象情報の一種として発表する情報

※予報区とは、天気予報及び警報・注意報の対象とする区域。

に対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよ  
う、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等  
が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防  
災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難するこ  
とが望まれる。

### (ア) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには  
「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災  
害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨  
量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表され  
る。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激し  
い突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分  
布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレ  
ビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよ  
う、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

### 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意 報の種類	概 要
特別 警報 大雨特別警 報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する おそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警 報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報 (浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のよ うに、特に警戒すべき事項が明記される。災害がす でに発生している状況であり、命を守るための最善の 行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相 当。
大雪特別警 報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生する おそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警 報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する おそれが著しく大きいときに発表される。

甲府地方  
気象台修  
正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

92	イ 警報・注意報基準一覧表		甲府地方 気象台修 正																																																																																																																																				
	<table border="1"> <tr> <td>発表官署</td> <td colspan="4">甲府地方気象台</td> </tr> <tr> <td>府県予報区</td> <td colspan="4">山梨県</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td colspan="2">中・西部</td> <td colspan="2">東部・富士五湖</td> </tr> <tr> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td>中北地域</td> <td>峡東地域</td> <td>峡南地域</td> <td>東部 富士五湖</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">警報</td> <td>大雨</td> <td colspan="3">区域内の市町村で(別表1)の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="3">区域内の市町村で(別表2)の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風(平均風速)</td> <td colspan="3">20m/s以上</td> </tr> <tr> <td>暴風雪(平均風速)</td> <td colspan="3">20m/s以上 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>盆地:12時間降雪の深さ15cm 山地:12時間降雪の深さ30cm</td> <td>12時間降雪の 深さ30cm</td> <td>12時間降雪の深さ30cm</td> </tr> <tr> <td>波浪(有義波高)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="14">注意報</td> <td>大雨</td> <td colspan="3">区域内の市町村で(別表3)の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="3">区域内の市町村で(別表4)の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>強風(平均風速)</td> <td colspan="3">12m/s以上※ ※甲府地方気象台の観測値は14m/s以上を目安とする。</td> </tr> <tr> <td>風雪(平均風速)</td> <td colspan="3">12m/s以上 雪を伴う※ ※甲府地方気象台の観測値は14m/s以上を目安とする。</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>盆地:12時間降雪の深さ5cm 山地:12時間降雪の深さ10cm</td> <td>12時間降雪の 深さ10cm</td> <td>12時間降雪の深さ10cm</td> </tr> <tr> <td>波浪(有義波高)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="3">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>濃霧(視程)</td> <td colspan="3">100m以下</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td>最小湿度25%以下かつ実効湿度50%以下※ ※湿度は甲府地方気象台の値</td> <td colspan="2">最小湿度25%以下かつ 実効湿度50%以下※ ※湿度は河口湖特別地域 気象観測所の値</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td colspan="3">1. 表層なだれ:24時間降雪が30cm以上あって、気象変化の激しいとき 2. 全層なだれ:積雪50cm以上、最高気温15℃以上(甲府地方気象台)で、 かつ24時間降水量20mm以上</td> </tr> <tr> <td>低温(最低気温)</td> <td colspan="3">夏期:最低気温が甲府地方気象台で16℃以下または河口湖特別地域気象観測所で12℃以下が2日以上続く場合 冬期:最低気温が甲府地方気象台で-6℃以下河口湖特別地域気象観測所で-10℃以下</td> </tr> <tr> <td>霜(最低気温)</td> <td colspan="3">早霜・晩霜期 3℃以下</td> </tr> <tr> <td>着氷</td> <td colspan="3">著しい着氷が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>着雪</td> <td colspan="3">著しい着雪が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td colspan="3">100mm以上</td> </tr> </table>	発表官署		甲府地方気象台				府県予報区	山梨県				一次細分区域	中・西部		東部・富士五湖		市町村等をまとめた地域	中北地域	峡東地域	峡南地域	東部 富士五湖	警報	大雨	区域内の市町村で(別表1)の基準に到達することが予想される場合			洪水	区域内の市町村で(別表2)の基準に到達することが予想される場合			暴風(平均風速)	20m/s以上			暴風雪(平均風速)	20m/s以上 雪を伴う			大雪	盆地:12時間降雪の深さ15cm 山地:12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の 深さ30cm	12時間降雪の深さ30cm	波浪(有義波高)				高潮				注意報	大雨	区域内の市町村で(別表3)の基準に到達することが予想される場合			洪水	区域内の市町村で(別表4)の基準に到達することが予想される場合			強風(平均風速)	12m/s以上※ ※甲府地方気象台の観測値は14m/s以上を目安とする。			風雪(平均風速)	12m/s以上 雪を伴う※ ※甲府地方気象台の観測値は14m/s以上を目安とする。			大雪	盆地:12時間降雪の深さ5cm 山地:12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の 深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	波浪(有義波高)				高潮				雷	落雷等により被害が予想される場合			融雪				濃霧(視程)	100m以下			乾燥	最小湿度25%以下かつ実効湿度50%以下※ ※湿度は甲府地方気象台の値	最小湿度25%以下かつ 実効湿度50%以下※ ※湿度は河口湖特別地域 気象観測所の値		なだれ	1. 表層なだれ:24時間降雪が30cm以上あって、気象変化の激しいとき 2. 全層なだれ:積雪50cm以上、最高気温15℃以上(甲府地方気象台)で、 かつ24時間降水量20mm以上			低温(最低気温)	夏期:最低気温が甲府地方気象台で16℃以下または河口湖特別地域気象観測所で12℃以下が2日以上続く場合 冬期:最低気温が甲府地方気象台で-6℃以下河口湖特別地域気象観測所で-10℃以下			霜(最低気温)	早霜・晩霜期 3℃以下			着氷	著しい着氷が予想される場合			着雪	著しい着雪が予想される場合			記録的短時間大雨情報	100mm以上			<table border="1"> <tr> <td>暴風雪特別 警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雪警報</td> <td>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風警報</td> <td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認</td> </tr> </table>	暴風雪特別 警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
発表官署	甲府地方気象台																																																																																																																																						
府県予報区	山梨県																																																																																																																																						
一次細分区域	中・西部		東部・富士五湖																																																																																																																																				
市町村等をまとめた地域	中北地域	峡東地域	峡南地域	東部 富士五湖																																																																																																																																			
警報	大雨	区域内の市町村で(別表1)の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																					
	洪水	区域内の市町村で(別表2)の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																					
	暴風(平均風速)	20m/s以上																																																																																																																																					
	暴風雪(平均風速)	20m/s以上 雪を伴う																																																																																																																																					
	大雪	盆地:12時間降雪の深さ15cm 山地:12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の 深さ30cm	12時間降雪の深さ30cm																																																																																																																																			
	波浪(有義波高)																																																																																																																																						
	高潮																																																																																																																																						
注意報	大雨	区域内の市町村で(別表3)の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																					
	洪水	区域内の市町村で(別表4)の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																					
	強風(平均風速)	12m/s以上※ ※甲府地方気象台の観測値は14m/s以上を目安とする。																																																																																																																																					
	風雪(平均風速)	12m/s以上 雪を伴う※ ※甲府地方気象台の観測値は14m/s以上を目安とする。																																																																																																																																					
	大雪	盆地:12時間降雪の深さ5cm 山地:12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の 深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm																																																																																																																																			
	波浪(有義波高)																																																																																																																																						
	高潮																																																																																																																																						
	雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																																					
	融雪																																																																																																																																						
	濃霧(視程)	100m以下																																																																																																																																					
	乾燥	最小湿度25%以下かつ実効湿度50%以下※ ※湿度は甲府地方気象台の値	最小湿度25%以下かつ 実効湿度50%以下※ ※湿度は河口湖特別地域 気象観測所の値																																																																																																																																				
	なだれ	1. 表層なだれ:24時間降雪が30cm以上あって、気象変化の激しいとき 2. 全層なだれ:積雪50cm以上、最高気温15℃以上(甲府地方気象台)で、 かつ24時間降水量20mm以上																																																																																																																																					
	低温(最低気温)	夏期:最低気温が甲府地方気象台で16℃以下または河口湖特別地域気象観測所で12℃以下が2日以上続く場合 冬期:最低気温が甲府地方気象台で-6℃以下河口湖特別地域気象観測所で-10℃以下																																																																																																																																					
	霜(最低気温)	早霜・晩霜期 3℃以下																																																																																																																																					
着氷	著しい着氷が予想される場合																																																																																																																																						
着雪	著しい着雪が予想される場合																																																																																																																																						
記録的短時間大雨情報	100mm以上																																																																																																																																						
暴風雪特別 警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																																																																																																																																						
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																																																																																																																																						
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																																																																																																																																						
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																																																						
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																																																						
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																																																																																																																																						
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																																																																																																																																						
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認																																																																																																																																						
大雨及び洪水警報・注意報基準表 各表の説明																																																																																																																																							

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
<p>92</p> <p>(1) <u>大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。</u></p> <p>(2) <u>大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、その欄を“－”で示している。</u></p> <p>(3) <u>大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。</u></p> <p>(4) <u>土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。1km四方毎の基準値については、資料編Ⅱ災害情報に関する資料を参照</u></p> <p>(5) <u>洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。</u></p> <p>93</p> <p>(6) <u>洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は(<a href="http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html">http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html</a>)を参照。</u></p> <p>(7) <u>洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。</u></p> <p>(8) <u>洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。</u></p>	<p>が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>大雪注意報</p> <p>強風注意報</p> <p>風雪注意報</p> <p>濃霧注意報</p> <p>雷注意報</p> <p>乾燥注意報</p> <p>なだれ注意報</p> <p>着氷注意報</p> <p>着雪注意報</p>	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</p> <p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</p> <p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</p> <p>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</p> <p>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</p>	<p>甲府地方 気象台 修正</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由						
93	<p><u>&lt;参考&gt;</u></p> <p><u>○土壌雨量指数:土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。</u></p> <p><u>○表面雨量指数:表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。</u></p> <p><u>○流域雨量指数:流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川流域を1km四方の格子(メッシュ)に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもの。</u></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1211 209 1391 320">融雪注意報</td> <td data-bbox="1391 209 2011 320">融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 320 1391 464">霜注意報</td> <td data-bbox="1391 320 2011 464">霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 464 1391 639">低温注意報</td> <td data-bbox="1391 464 2011 639">低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。</td> </tr> </table> <p><u>※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。</u></p> <p><u>地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。</u></p> <p><u>(イ)警報・注意報の切替・解除</u></p> <p><u>警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除または更新されて新たな警報・注意報に切り替えられる。</u></p> <p><u>(ウ)大雨警報・洪水警報の危険度分布等</u></p>	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。	甲府地方 気象台 修正
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。								
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。								
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。								

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

94

(別表1)大雨警報基準

平成30年5月30日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中北地域	甲府市	10	142
	韮崎市	8	146
	南アルプス市	10	157
	北杜市	8	137
	甲斐市	9	146
	中央市	9	142
	昭和町	13	—
峡東地域	山梨市	9	138
	笛吹市	9	135
	甲州市	9	138
峡南地域	市川三郷町	11	158
	早川町	14	147
	身延町	12	167
	南部町	14	164
	富士川町	14	158
東部	都留市	8	162
	大月市	11	139
	上野原市	8	156
	道志村	11	169
	小菅村	8	155
	丹波山村	9	152
富士五湖	富士吉田市	10	133
	西桂町	16	157
	忍野村	11	183
	山中湖村	14	183
	鳴沢村	14	150
	富士河口湖町	11	140

種 類	概 要
大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

甲府地方  
気象台修  
正

# 山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

95

**(別表2)洪水警報基準**

平成29年7月7日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準
中北地域	甲府市	鎌田川流域=6.9, 薄戸川流域=12, 實川流域=8.6, 関門川流域=6.6, 濃川流域=9.8, 稲川流域=7.9, 平等川流域=10.6	-	富士川(笹無川を含む)[船山橋], 笛吹川[石和], 荒川[荒川]
	韮崎市	御勤使川流域=16.8, 黒沢川流域=7, 深玉川流域=22.4, 小武川流域=14.2	-	富士川(笹無川を含む)[船山橋], 塩川[磐根橋]
	南アルプス市	坪川流域=11.9, 滝沢川流域=11.7, 横川流域=3.3, 御勤使川流域=17.9	-	富士川(笹無川を含む)[船山橋]
	北杜市	深玉川流域=22.4, 甲川流域=10.5, 横川流域=8.8, 大武川流域=21.9	-	塩川[磐根橋]
	甲斐市	實川流域=7.5, 坊沢川流域=6.7, 六反川流域=6.2	-	富士川(笹無川を含む)[船山橋]
	中灰市	鎌田川流域=7.6	-	富士川(笹無川を含む)[船山橋], 笛吹川[石和], 荒川[荒川]
	昭和町	鎌田川流域=6	-	富士川(笹無川を含む)[船山橋]
	関東地域	山梨市	平等川流域=4.6, 日川流域=23.7, 蘆川流域=19, 飯川流域=12.5	-
笛吹市		平等川流域=8.6, 塩川流域=7.2, 淡川流域=10.2, 釜川流域=15.5, 日川流域=21.5	平等川流域=(5.77), 淡川流域=(5.91)	笛吹川[石和]
甲州市		日川流域=21.4, 蘆川流域=14.8, 賢橋川流域=8.4	-	-
市川三郷町		新川流域=7.1, 芦川流域=32.9	-	富士川(笹無川を含む)[船山橋・清水橋], 笛吹川[石和]
関東地域	早川町	早川流域=51.2, 雨畑川流域=26.6	-	-
	身延町	相又川流域=22.8, 常葉川流域=31, 早川流域=56.8, 寺沢川流域=6.4, 下部川流域=9.5	富士川流域=(7.825), 常葉川流域=(7.279), 下部川流域=(7.85)	富士川(笹無川を含む)[清水橋・南部]
	南部町	富士川流域=23.2, 戸栗川流域=19.1, 船山川流域=10.6	-	富士川(笹無川を含む)[南部]
	富士川町	利根川流域=15.3, 坪川流域=11.9	-	富士川(笹無川を含む)[船山橋・清水橋]
	都留市	桂川流域=49, 菅野川流域=14.9	-	-
東部	大月市	桂川流域=59.3, 葛野川流域=30, 笹子川流域=23.6	-	-
	上野原市	秋山川流域=11.9, 桂川流域=71.9, 横川流域=23	-	-
	蓮志村	蓮志川流域=20.3	-	-
	小菅村	小菅川流域=10.2	-	-
	丹波山村	丹波川流域=23.9	丹波川流域=(5.228)	-
	富士五湖	富士吉田市	桂川流域=30.8	桂川流域=(6.182)
西桂町	桂川流域=40.1	-	-	
忍野村	桂川流域=26.2	-	-	
山中湖村	桂川流域=22.5	-	-	
鳴沢村	-	-	-	
富士河口湖町	西川流域=8.7	-	-	

<sup>\*1</sup> (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

**(エ)早期注意情報(警報級の可能性)**

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(中・西部、東部・富士五湖)ごとに、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(山梨県)で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

**(オ)全般気象情報、関東甲信地方気象情報、山梨県気象情報**

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。  
雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する山梨県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

**(カ)土砂災害警戒情報**

大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、山梨県と甲府地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

**(キ)記録的短時間大雨情報**

山梨県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

**(ク)竜巻注意情報**

甲府地方  
気象台  
修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

96

(別表3)大雨注意報基準

平成30年5月30日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中北地域	甲府市	7	106
	韮崎市	6	109
	南アルプス市	7	117
	北社市	6	102
	甲斐市	6	109
	中央市	6	106
	昭和町	8	129
峡東地域	山梨市	7	103
	笛吹市	7	101
	甲州市	6	103
峡南地域	市川三郷町	8	118
	早川町	10	110
	身延町	8	125
	南部町	10	123
	富士川町	10	118
東部	都留市	6	121
	大月市	8	104
	上野原市	6	117
	道志村	8	126
	小菅村	6	116
	丹波山村	6	114
富士五湖	富士吉田市	7	99
	西桂町	10	117
	忍野村	8	137
	山中湖村	10	137
	鳴沢村	10	112
	富士河口湖町	8	105

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位(中・西部、東部・富士五湖)で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(ケ)火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに甲府地方気象台が山梨県知事に対して通報し、山梨県を通じて市町村に伝達される。

通報の実施基準は、乾燥注意報および強風注意報の基準を用いる。

(コ)指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁は国土交通省または山梨県と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水の予報を行っており下表の表題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

指定河川洪水予報の種類、課題と概要

甲府地方  
気象台修  
正

# 山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

97

(別表4)洪水注意報基準

地区別標準 区分(河川名)	河川名称	流域別標準	指定基準 <sup>1)</sup>	指定河川(洪水警報)による基準
中央地域	甲斐市	富士川(河口)→5.0、富士川(河口)→6.0、 富士川(河口)→6.0、富士川(河口)→5.0、 富士川(河口)→7.0、富士川(河口)→6.0、 中央川(河口)→6.0	富士川(河口)→5.0、3.0、 富士川(河口)→5.0、3.0、 中央川(河口)→5.0、3.0	富士川(河口)→5.0、3.0、 富士川(河口)→5.0、3.0、 中央川(河口)→5.0、3.0
	富士川	富士川(河口)→5.0、富士川(河口)→6.0、 富士川(河口)→7.0、小笠川(河口)→6.0	富士川(河口)→5.0、3.0、 富士川(河口)→5.0、3.0、 小笠川(河口)→5.0、3.0	富士川(河口)→5.0、3.0、 富士川(河口)→5.0、3.0、 小笠川(河口)→5.0、3.0
	南アルプス	南アルプス川(河口)→5.0、南アルプス川(河口)→6.0、 南アルプス川(河口)→7.0、南アルプス川(河口)→6.0	南アルプス川(河口)→5.0、3.0、 南アルプス川(河口)→5.0、3.0、 南アルプス川(河口)→6.0、3.0	南アルプス川(河口)→5.0、3.0、 南アルプス川(河口)→5.0、3.0、 南アルプス川(河口)→6.0、3.0
	北杜市	富士川(河口)→7.0、中央川(河口)→6.0、 中央川(河口)→7.0、中央川(河口)→7.0	中央川(河口)→5.0、3.0、 中央川(河口)→5.0、3.0、 中央川(河口)→6.0、3.0	中央川(河口)→5.0、3.0、 中央川(河口)→5.0、3.0、 中央川(河口)→6.0、3.0
	摩耶川	富士川(河口)→6.0、富士川(河口)→6.0、 富士川(河口)→6.0	富士川(河口)→5.0、3.0、 富士川(河口)→5.0、3.0、 富士川(河口)→6.0、3.0	富士川(河口)→5.0、3.0、 富士川(河口)→5.0、3.0、 富士川(河口)→6.0、3.0
	中央川	富士川(河口)→7.0	富士川(河口)→5.0、3.0、 富士川(河口)→5.0、3.0、 中央川(河口)→5.0、3.0	富士川(河口)→5.0、3.0、 富士川(河口)→5.0、3.0、 中央川(河口)→5.0、3.0
	南都賀川	南都賀川(河口)→6.0	南都賀川(河口)→5.0、3.0、 南都賀川(河口)→5.0、3.0、 南都賀川(河口)→6.0、3.0	南都賀川(河口)→5.0、3.0、 南都賀川(河口)→5.0、3.0、 南都賀川(河口)→6.0、3.0
南東地域	山梨市	富士川(河口)→5.0、富士川(河口)→6.0、 富士川(河口)→6.0、富士川(河口)→6.0	富士川(河口)→5.0、3.0、 富士川(河口)→5.0、3.0、 富士川(河口)→6.0、3.0	富士川(河口)→5.0、3.0、 富士川(河口)→5.0、3.0、 富士川(河口)→6.0、3.0
	富士川	富士川(河口)→6.0、富士川(河口)→6.0、 富士川(河口)→6.0、富士川(河口)→6.0、 富士川(河口)→6.0	富士川(河口)→5.0、3.0、 富士川(河口)→5.0、3.0、 富士川(河口)→6.0、3.0、 富士川(河口)→6.0、3.0、 富士川(河口)→6.0、3.0	富士川(河口)→5.0、3.0、 富士川(河口)→5.0、3.0、 富士川(河口)→6.0、3.0、 富士川(河口)→6.0、3.0、 富士川(河口)→6.0、3.0
	南都賀川	南都賀川(河口)→6.0、南都賀川(河口)→6.0、 南都賀川(河口)→6.0	南都賀川(河口)→5.0、3.0、 南都賀川(河口)→5.0、3.0、 南都賀川(河口)→6.0、3.0	南都賀川(河口)→5.0、3.0、 南都賀川(河口)→5.0、3.0、 南都賀川(河口)→6.0、3.0
南西地域	南川(河口)	南川(河口)→5.0、南川(河口)→6.0	南川(河口)→5.0、3.0、 南川(河口)→5.0、3.0、 南川(河口)→6.0、3.0	南川(河口)→5.0、3.0、 南川(河口)→5.0、3.0、 南川(河口)→6.0、3.0
	南川	南川(河口)→6.0、南川(河口)→6.0	南川(河口)→5.0、3.0、 南川(河口)→5.0、3.0、 南川(河口)→6.0、3.0	南川(河口)→5.0、3.0、 南川(河口)→5.0、3.0、 南川(河口)→6.0、3.0
	南川	南川(河口)→6.0、南川(河口)→6.0、 南川(河口)→6.0、南川(河口)→6.0、 南川(河口)→6.0	南川(河口)→5.0、3.0、 南川(河口)→5.0、3.0、 南川(河口)→6.0、3.0、 南川(河口)→6.0、3.0、 南川(河口)→6.0、3.0	南川(河口)→5.0、3.0、 南川(河口)→5.0、3.0、 南川(河口)→6.0、3.0、 南川(河口)→6.0、3.0、 南川(河口)→6.0、3.0
	南川	南川(河口)→6.0、南川(河口)→6.0、 南川(河口)→6.0	南川(河口)→5.0、3.0、 南川(河口)→5.0、3.0、 南川(河口)→6.0、3.0	南川(河口)→5.0、3.0、 南川(河口)→5.0、3.0、 南川(河口)→6.0、3.0
	富士川	南川(河口)→6.0、南川(河口)→6.0	南川(河口)→5.0、3.0、 南川(河口)→5.0、3.0、 南川(河口)→6.0、3.0	南川(河口)→5.0、3.0、 南川(河口)→5.0、3.0、 南川(河口)→6.0、3.0
東部	都賀川	都賀川(河口)→6.0、都賀川(河口)→6.0	都賀川(河口)→5.0、3.0、 都賀川(河口)→5.0、3.0、 都賀川(河口)→6.0、3.0	都賀川(河口)→5.0、3.0、 都賀川(河口)→5.0、3.0、 都賀川(河口)→6.0、3.0
	天久保川	天久保川(河口)→7.0、天久保川(河口)→6.0、 天久保川(河口)→6.0	天久保川(河口)→5.0、3.0、 天久保川(河口)→5.0、3.0、 天久保川(河口)→6.0、3.0	天久保川(河口)→5.0、3.0、 天久保川(河口)→5.0、3.0、 天久保川(河口)→6.0、3.0
	上野原川	上野原川(河口)→6.0、上野原川(河口)→6.0、 上野原川(河口)→6.0	上野原川(河口)→5.0、3.0、 上野原川(河口)→5.0、3.0、 上野原川(河口)→6.0、3.0	上野原川(河口)→5.0、3.0、 上野原川(河口)→5.0、3.0、 上野原川(河口)→6.0、3.0
	清原川	清原川(河口)→6.0	清原川(河口)→5.0、3.0、 清原川(河口)→5.0、3.0、 清原川(河口)→6.0、3.0	清原川(河口)→5.0、3.0、 清原川(河口)→5.0、3.0、 清原川(河口)→6.0、3.0
	作楽川	作楽川(河口)→6.0	作楽川(河口)→5.0、3.0、 作楽川(河口)→5.0、3.0、 作楽川(河口)→6.0、3.0	作楽川(河口)→5.0、3.0、 作楽川(河口)→5.0、3.0、 作楽川(河口)→6.0、3.0
	内家山川	内家山川(河口)→6.0	内家山川(河口)→5.0、3.0、 内家山川(河口)→5.0、3.0、 内家山川(河口)→6.0、3.0	内家山川(河口)→5.0、3.0、 内家山川(河口)→5.0、3.0、 内家山川(河口)→6.0、3.0
	富士川	富士川(河口)→6.0	富士川(河口)→5.0、3.0、 富士川(河口)→5.0、3.0、 富士川(河口)→6.0、3.0	富士川(河口)→5.0、3.0、 富士川(河口)→5.0、3.0、 富士川(河口)→6.0、3.0
富士川	西谷川	西谷川(河口)→6.0	西谷川(河口)→5.0、3.0、 西谷川(河口)→5.0、3.0、 西谷川(河口)→6.0、3.0	西谷川(河口)→5.0、3.0、 西谷川(河口)→5.0、3.0、 西谷川(河口)→6.0、3.0
	西谷川	西谷川(河口)→6.0	西谷川(河口)→5.0、3.0、 西谷川(河口)→5.0、3.0、 西谷川(河口)→6.0、3.0	西谷川(河口)→5.0、3.0、 西谷川(河口)→5.0、3.0、 西谷川(河口)→6.0、3.0
	西谷川	西谷川(河口)→6.0	西谷川(河口)→5.0、3.0、 西谷川(河口)→5.0、3.0、 西谷川(河口)→6.0、3.0	西谷川(河口)→5.0、3.0、 西谷川(河口)→5.0、3.0、 西谷川(河口)→6.0、3.0
	山手川	山手川(河口)→6.0	山手川(河口)→5.0、3.0、 山手川(河口)→5.0、3.0、 山手川(河口)→6.0、3.0	山手川(河口)→5.0、3.0、 山手川(河口)→5.0、3.0、 山手川(河口)→6.0、3.0
	馬場川	馬場川(河口)→6.0	馬場川(河口)→5.0、3.0、 馬場川(河口)→5.0、3.0、 馬場川(河口)→6.0、3.0	馬場川(河口)→5.0、3.0、 馬場川(河口)→5.0、3.0、 馬場川(河口)→6.0、3.0
	富士河口川	富士河口川(河口)→6.0	富士河口川(河口)→5.0、3.0、 富士河口川(河口)→5.0、3.0、 富士河口川(河口)→6.0、3.0	富士河口川(河口)→5.0、3.0、 富士河口川(河口)→5.0、3.0、 富士河口川(河口)→6.0、3.0

<sup>1)</sup> (指定河川名、流域別標準)の読み合わせによる基準値を指しています。

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	

甲府地方  
気象台  
修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

98

**ウ 警報・注意報の切替・解除**

警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

**エ 記録的短時間大雨情報の発表基準**

標 題	発 表 基 準
山梨県記録的短時間大雨情報	県内気象官署、地域気象(雨量)観測所又は、解析雨量で、1時間に100mm以上の降雨を観測又は、解析したとき

**オ 気象等に関する特別警報の発表基準**

大雨や大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

現 象	特別警報の基準	指標の種類
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	雨を要因とする特別警報の指標
	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	台風等を要因とする特別警報の指標
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	雪を要因とする特別警報の指標

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設

甲府地方  
気象台修  
正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
98	<p><u>け、これらの実況および予想に基づいて判断する。</u></p> <p><u>(ア) 雨を要因とする特別警報の指標</u></p> <p><u>以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報が発表される。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>① 48 時間降水量及び土壌雨量指数(※1)において、50 年に一度の値を超過した5km 格子が、共に府県程度の広がり範囲内で 50 格子以上出現。</u></p> <p><u>② 3 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値を超過した5km 格子が、共に府県程度の広がり範囲内で 10 格子以上出現(ただし、3時間降水量が 150mm(※2)を超える格子のみをカウント対象とする)。</u></p> </div> <p><u>土壌雨量指数(※1): 降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値。この値が大きいほど、土砂災害発生の危険性が高い。</u></p> <p><u>3 時間降水量 150mm(※2): 1 時間 50mm の雨(滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨)が 3 時間続くことに相当。</u></p>		甲府地方 気象台 修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

99

雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧

平成30年10月1日現在

注1) 数値の単位は右のとおり。R48: 68時間降水量(mm)、R03: 3時間降水量(mm)、SMI: 土壌雨量指数(Soil Water Index)。注2) 50年に一度の値の補完値は、各市町村にかかる50mm超の50年に一度の値の平均値をとったものである。注3) R48、R03、SMIについては、90年に一度の値は概算値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。注4) 特例置換は、所定程度の広がり50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特例置換となるわけではないことにご留意。注5) 特例置換の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子的な瞬間雨量とする。

地域

都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SMI
山梨県	山梨県	中・西部	中北地域	甲府市	341	106	217
山梨県	山梨県	中・西部	中北地域	蓮峰町	353	104	217
山梨県	山梨県	中・西部	中北地域	南アルプス市	376	103	223
山梨県	山梨県	中・西部	中北地域	北杜市	302	94	194
山梨県	山梨県	中・西部	中北地域	甲斐市	332	101	211
山梨県	山梨県	中・西部	中北地域	中央市	383	120	239
山梨県	山梨県	中・西部	中北地域	昭和町	348	116	222
山梨県	山梨県	中・西部	関東地域	山梨市	305	98	196
山梨県	山梨県	中・西部	関東地域	笛吹市	368	111	226
山梨県	山梨県	中・西部	関東地域	甲州市	382	104	213
山梨県	山梨県	中・西部	関東地域	市川三郷町	456	134	270
山梨県	山梨県	中・西部	関東地域	早川町	539	144	283
山梨県	山梨県	中・西部	関東地域	身延町	610	181	330
山梨県	山梨県	中・西部	関東地域	南都町	619	190	338
山梨県	山梨県	中・西部	関東地域	富士川町	445	129	252
山梨県	山梨県	東部	東部	都留市	551	163	282
山梨県	山梨県	東部	東部	大月市	492	140	260
山梨県	山梨県	東部	東部	上野原市	530	144	275
山梨県	山梨県	東部	東部	津志村	647	184	314
山梨県	山梨県	東部	東部	小菅村	492	129	265
山梨県	山梨県	東部	東部	丹波山村	462	119	253
山梨県	山梨県	東部	富士五湖	富士吉田市	585	194	323
山梨県	山梨県	東部	富士五湖	西桂町	430	129	244
山梨県	山梨県	東部	富士五湖	忍野村	549	179	304
山梨県	山梨県	東部	富士五湖	山中湖村	581	193	323
山梨県	山梨県	東部	富士五湖	鳴沢村	596	191	325
山梨県	山梨県	東部	富士五湖	富士河口湖町	483	148	277

甲府地方  
気象台  
修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

100

(イ) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下、又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合

台風については、指標となる中心気圧、又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、大雨・暴風の警報が、特別警報として発表される。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風(雪を伴う場合は暴風雪)の警報が、特別警報として発表される。

(ウ) 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	備考
山梨県	甲府	49	積雪深ゼロの年もあり、50年に遺著殿値の信頼性が低いので、あくまで参考値として扱う
山梨県	河口湖	89	

注1) 50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する

意味は無い。

注2) 特別警報は、府県程度の広がり、50年に一度の値となる現象を対象。

個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

甲府地方  
気象台修  
正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
101	<p><b>カ</b> 甲府地方気象台の伝達経路 (略)</p>	<p><b>イ</b> 甲府地方気象台の伝達経路 (略)</p>	<p>甲府地方 気象台修 正</p>
102	<p><b>キ</b> NTTの扱う警報の伝達 (略)</p>	<p><b>ウ</b> NTTの扱う警報の伝達 (略)</p>	
	<p><b>ク</b> 県の伝達 (略)</p>	<p><b>エ</b> 県の伝達 (略)</p>	
	<p>(2) 山梨県県土整備部砂防課と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報</p>	<p>(2) 山梨県県土整備部砂防課と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報</p>	
	<p>ア (略)</p>	<p>ア (略)</p>	
	<p>イ 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準 発表基準 (略) 解除基準</p>	<p>イ 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準 発表基準 (略) 解除基準</p>	
	<p>解除基準は、監視基準について、その基準を下回り、<u>一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去ったことを確認し、あわせて土壌雨量指数の2段目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とする。</u></p>	<p>解除基準は、監視基準について、その基準を下回り、<u>かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合とする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、解除する。</u></p>	
	<p>ウ (略)</p>	<p>ウ (略)</p>	
	<p>(3)(4)(5) (略)</p>	<p>(3)(4)(5) (略)</p>	
103	<p>(6) <u>市町村</u>の発令する<u>警報(火災警報)</u></p>	<p>(6) <u>市町村長</u>の発令する<u>火災警報</u></p>	
	<p>空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるとき、市町村長が発令する。</p>	<p>空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるとき、市町村長が発令する。</p>	
	<p>(注) <u>甲府地方気象台は次の条件に該当すると予想されるとき、又は該当したときは、消防法第22条第1項に基づき、知事に「火災気象通報」を通報する。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	
	<p>① <u>実効湿度 60%以下で最小湿度 35% 以下となり最大風速 7m/s 以上吹く見込みのとき。</u></p>		
	<p>② <u>実効湿度 50%以下で最小湿度 25%以下となる見込みのとき。</u></p>		
	<p>③ <u>最大風速が 12メートル(甲府地方気象台の観測値は 14メートル以上</u></p>		

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
103	<p><u>を目安とする)以上吹く見込みのとき(降雨・降雪中、又は、まもなく降り出すと予想されるときは通報しないこともある)。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p>	甲府地方 気象台修正
104	<p>3 被害情報の収集伝達 (1) 被害情報の収集伝達 ・ 総合防災情報システムにより被害情報を収集伝達するとともに地理空間情報(地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第2条第1項に規定する地理空間情報) _____ の活用に努める。 (略)</p>	<p>3 被害情報の収集伝達 (1) 被害情報の収集伝達 ・ 総合防災情報システムにより被害情報を収集伝達するとともに地理空間情報(地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第2条第1項に規定する地理空間情報) <u>及びSIP4D(基盤的防災情報流通ネットワーク:Shared Information Platform for Disaster Management)</u>の活用に努める。 (略)</p>	防災基本 計画修正 のため
106	<p>4 災害広報 (略) (1) 県による広報 ア 広報体制 県本部が設置されたときは、広聴広報班は統括部広報班(班長・<u>広聴広報課長</u>)の指示により、県民等への災害情報を提供する。 イ (略) ウ (略) エ 広報の方法 ① テレビ、ラジオ、新聞等報道機関による報道(Ｌアラート経由を含む) ② 広報誌の掲示、チラシ等の配付による報道 ③ <u>広報車の巡回広報、ヘリコプター等による報道</u> ④ <u>広報誌、チラシ等の印刷のための印刷所の指定</u> ⑤ 県民からの各種問い合わせ等に対し、マルチメディアを利用した積極的な情報提供 ⑥ <u>地域に密着した情報提供を行うため、自主番組の制作を行っているCATV局に広報放送の協力要請</u></p>	<p>4 災害広報 (略) (1) 県による広報 ア 広報体制 県本部が設置されたときは、広聴広報班は統括部広報班(班長・<u>広聴広報グループ戦略広報監</u>)の指示により、県民等への災害情報を提供する。 イ (略) ウ (略) エ 広報の方法 ① テレビ、ラジオ、新聞等報道機関による報道(Ｌアラート経由を含む) ② 広報誌の掲示、チラシ等の配付による報道 _____</p> <p>③ <u>県民からの各種問い合わせ等に対し、マルチメディアを利用した積極的な情報提供</u> _____</p>	広聴広報 グループ 修正
107	<p>⑤ 県民からの各種問い合わせ等に対し、マルチメディアを利用した積極的な情報提供 ⑥ <u>地域に密着した情報提供を行うため、自主番組の制作を行っているCATV局に広報放送の協力要請</u></p>	<p>③ <u>県民からの各種問い合わせ等に対し、マルチメディアを利用した積極的な情報提供</u> _____</p>	広聴広報 グループ 修正 広聴広報 グループ 修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由																												
107	<p>⑦ 山梨県ホームページ、ツイッター、緊急速報メールなどによる情報提供</p> <p>オ（略） カ（略） (2)（略） (3) 市町村による広報 (略)</p> <p>① 災害時における住民の心構え ② 避難の<b>勧告</b>、指示事項 ③ 災害情報及び市町村の防災体制 ④ 被害状況及び応急対策実施状況 ⑤ 被災者に必要な生活情報 ⑥ 一般住民に対する注意事項</p> <p>(4) 防災関係機関による広報 防災関係機関は、防災業務計画の定めるところにより、所管業務、施設等の災害に関して、全ての住民に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な広報を行うものとする。</p>	<p>④ 山梨県ホームページ、ツイッター、緊急速報メールなどによる情報提供</p> <p>オ（略） カ（略） (2)（略） (3) 市町村による広報 (略)</p> <p>① 災害時における住民の心構え ② 避難の_____指示事項 ③ 災害情報及び市町村の防災体制 ④ 被害状況及び応急対策実施状況 ⑤ 被災者に必要な生活情報 ⑥ 一般住民に対する注意事項</p> <p>(4) 防災関係機関による広報 防災関係機関は、防災業務計画の定めるところにより、所管業務、施設等の災害に関して、全ての住民に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な広報を行うものとする。</p>	<p>広聴広報グループ修正</p> <p>災害対策基本法改正のため</p> <p>広聴広報グループ修正</p>																												
108	<table border="1" data-bbox="197 890 1077 1342"> <tr> <td>報道機関</td> <td>臨時の措置を講じて災害に関する取材事項、関係機関からの通報事項等を報道し、住民への周知に努める。 <b>なお、広報内容については、広報と同時に県本部に通知する。</b></td> </tr> <tr> <td>電力供給機関</td> <td>被害箇所、復旧見通し、感電傷害防止等について、報道機関・自治体の防災行政無線並びに広報車等を通じて広報する。</td> </tr> <tr> <td>ガス供給機関</td> <td>被害箇所、復旧見通し、ガス漏れ事故防止等について、報道機関及び広報車等を通じて広報する。</td> </tr> <tr> <td>通信関係機関</td> <td>被害箇所、復旧見通し、応急措置等について、報道機関及び広報車等を通じて広報する。</td> </tr> <tr> <td>JR・私鉄・バス</td> <td>被害箇所、復旧見通し、運行状況等について、報道機関及び駅構内の掲示板、案内所等を通じて広報する。</td> </tr> <tr> <td>道路管理者</td> <td>被害箇所、復旧見通し、迂回路等について、報道機関及び標識等を通じて広報する。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>他の防災関係機関は、災害の状況に応じた適切な広報活動を行う。</td> </tr> </table> <p>(5)（略）</p>	報道機関	臨時の措置を講じて災害に関する取材事項、関係機関からの通報事項等を報道し、住民への周知に努める。 <b>なお、広報内容については、広報と同時に県本部に通知する。</b>	電力供給機関	被害箇所、復旧見通し、感電傷害防止等について、報道機関・自治体の防災行政無線並びに広報車等を通じて広報する。	ガス供給機関	被害箇所、復旧見通し、ガス漏れ事故防止等について、報道機関及び広報車等を通じて広報する。	通信関係機関	被害箇所、復旧見通し、応急措置等について、報道機関及び広報車等を通じて広報する。	JR・私鉄・バス	被害箇所、復旧見通し、運行状況等について、報道機関及び駅構内の掲示板、案内所等を通じて広報する。	道路管理者	被害箇所、復旧見通し、迂回路等について、報道機関及び標識等を通じて広報する。	その他	他の防災関係機関は、災害の状況に応じた適切な広報活動を行う。	<table border="1" data-bbox="1131 890 2022 1342"> <tr> <td>報道機関</td> <td>臨時の措置を講じて災害に関する取材事項、関係機関からの通報事項等を報道し、住民への周知に努める。</td> </tr> <tr> <td>電力供給機関</td> <td>被害箇所、復旧見通し、感電傷害防止等について、報道機関・自治体の防災行政無線並びに広報車等を通じて広報する。</td> </tr> <tr> <td>ガス供給機関</td> <td>被害箇所、復旧見通し、ガス漏れ事故防止等について、報道機関及び広報車等を通じて広報する。</td> </tr> <tr> <td>通信関係機関</td> <td>被害箇所、復旧見通し、応急措置等について、報道機関及び広報車等を通じて広報する。</td> </tr> <tr> <td>JR・私鉄・バス</td> <td>被害箇所、復旧見通し、運行状況等について、報道機関及び駅構内の掲示板、案内所等を通じて広報する。</td> </tr> <tr> <td>道路管理者</td> <td>被害箇所、復旧見通し、迂回路等について、報道機関及び標識等を通じて広報する。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>他の防災関係機関は、災害の状況に応じた適切な広報活動を行う。</td> </tr> </table> <p>(5)（略）</p>	報道機関	臨時の措置を講じて災害に関する取材事項、関係機関からの通報事項等を報道し、住民への周知に努める。	電力供給機関	被害箇所、復旧見通し、感電傷害防止等について、報道機関・自治体の防災行政無線並びに広報車等を通じて広報する。	ガス供給機関	被害箇所、復旧見通し、ガス漏れ事故防止等について、報道機関及び広報車等を通じて広報する。	通信関係機関	被害箇所、復旧見通し、応急措置等について、報道機関及び広報車等を通じて広報する。	JR・私鉄・バス	被害箇所、復旧見通し、運行状況等について、報道機関及び駅構内の掲示板、案内所等を通じて広報する。	道路管理者	被害箇所、復旧見通し、迂回路等について、報道機関及び標識等を通じて広報する。	その他	他の防災関係機関は、災害の状況に応じた適切な広報活動を行う。	
報道機関	臨時の措置を講じて災害に関する取材事項、関係機関からの通報事項等を報道し、住民への周知に努める。 <b>なお、広報内容については、広報と同時に県本部に通知する。</b>																														
電力供給機関	被害箇所、復旧見通し、感電傷害防止等について、報道機関・自治体の防災行政無線並びに広報車等を通じて広報する。																														
ガス供給機関	被害箇所、復旧見通し、ガス漏れ事故防止等について、報道機関及び広報車等を通じて広報する。																														
通信関係機関	被害箇所、復旧見通し、応急措置等について、報道機関及び広報車等を通じて広報する。																														
JR・私鉄・バス	被害箇所、復旧見通し、運行状況等について、報道機関及び駅構内の掲示板、案内所等を通じて広報する。																														
道路管理者	被害箇所、復旧見通し、迂回路等について、報道機関及び標識等を通じて広報する。																														
その他	他の防災関係機関は、災害の状況に応じた適切な広報活動を行う。																														
報道機関	臨時の措置を講じて災害に関する取材事項、関係機関からの通報事項等を報道し、住民への周知に努める。																														
電力供給機関	被害箇所、復旧見通し、感電傷害防止等について、報道機関・自治体の防災行政無線並びに広報車等を通じて広報する。																														
ガス供給機関	被害箇所、復旧見通し、ガス漏れ事故防止等について、報道機関及び広報車等を通じて広報する。																														
通信関係機関	被害箇所、復旧見通し、応急措置等について、報道機関及び広報車等を通じて広報する。																														
JR・私鉄・バス	被害箇所、復旧見通し、運行状況等について、報道機関及び駅構内の掲示板、案内所等を通じて広報する。																														
道路管理者	被害箇所、復旧見通し、迂回路等について、報道機関及び標識等を通じて広報する。																														
その他	他の防災関係機関は、災害の状況に応じた適切な広報活動を行う。																														

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
108	第3節 通信の確保 (略)	第3節 通信の確保 (略)	
110	6 インターネットシステムの活用 山梨県ホームページ等、インターネットによる情報提供を行なう。 <u>インターネットによる災害情報</u> の URL は、 <a href="http://www.pref.yamanashi.jp/">http://www. pref. yamanashi.jp/</a> である。	6 インターネットシステムの活用 山梨県ホームページ等、インターネットによる情報提供を行なう。 <u>山梨県ホームページ</u> のURL は、 <a href="https://www.pref.yamanashi.jp/">https://www. pref. yamanashi.jp/</a> である。	広聴広報 グループ 修正



### 山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

115

#### 山梨県防災行政無線(半固定型)一覽表

No.	識別信号	常置場所
1	やまなL001	知事宅
2	やまなL002	副知事宅
3	やまなL003	総務部長宅
4	やまなL004	防災危機管理監宅
5	やまなL005	防災対策専門監宅
6	やまなL006	秘書課長宅
7	やまなL007	防災危機管理課長宅
8	やまなL008	甲府市
9	やまなL009	富士吉田市
10	やまなL010	都留市
11	やまなL011	山梨市
12	やまなL012	大月市
13	やまなL013	韮崎市
14	やまなL014	南アルプス市
15	やまなL015	北杜市
16	やまなL016	甲斐市
17	やまなL017	笛吹市
18	やまなL018	上野原市
19	やまなL019	甲州市
20	やまなL020	中央市
21	やまなL021	市川三郷町
22	やまなL022	富士川町
23	やまなL024	早川町
24	やまなL025	身延町
25	やまなL026	南部町
26	やまなL027	昭和町
27	やまなL028	道志村
28	やまなL029	西桂町
29	やまなL030	忍野村
30	やまなL031	山中湖村
31	やまなL032	鳴沢村
32	やまなL033	富士河口湖町
33	やまなL034	小菅村
34	やまなL035	丹波山村
35	やまなL036	甲府地区広域行政事務組合消防本部
36	やまなL037	都留市消防本部
37	やまなL038	富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部
38	やまなL039	大月市消防本部
39	やまなL040	峡北広域行政事務組合消防本部
40	やまなL041	笛吹市消防本部
41	やまなL042	峡南広域行政組合消防本部
42	やまなL043	東山梨行政事務組合東山梨消防本部
43	やまなL044	上野原市消防本部
44	やまなL045	南アルプス市消防本部
45	やまなL046	関東森林管理局山梨森林管理事務所
46	やまなL047	関東財務局甲府財務事務所
47	やまなL048	関東農政局山梨県拠点
48	やまなL049	関東運輸局山梨運輸支局
49	やまなL050	山梨労働局
50	やまなL051	陸上自衛隊第1特科隊
51	やまなL052	山梨県市長会
52	やまなL053	山梨県町村会
53	やまなL054	東日本旅客鉄道(株)甲府地区センター
54	やまなL055	東日本電信電話(株)山梨支店
55	やまなL056	日本銀行甲府支店
56	やまなL057	日本赤十字社山梨県支部
57	やまなL058	日本放送協会甲府放送局
58	やまなL059	中日本高速道路(株)八王子支社甲府保全・サービスセンター
59	やまなL060	中日本高速道路(株)八王子支社大月保全・サービスセンター
60	やまなL061	日本通運(株)山梨支店
61	やまなL062	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社
62	やまなL063	東京ガス山梨(株)

#### 山梨県防災行政無線(半固定型)一覽表

No.	識別信号	常置場所
1	やまなL001	知事宅
2	やまなL002	副知事
3	やまなL003	防災局長
4	やまなL004	防災局次長宅
5	やまなL006	知事秘書監宅
6	やまなL007	防災危機管理課長宅
7	やまなL008	甲府市
8	やまなL009	富士吉田市
9	やまなL010	都留市
10	やまなL011	山梨市
11	やまなL012	大月市
12	やまなL013	韮崎市
13	やまなL014	南アルプス市
14	やまなL015	北杜市
15	やまなL016	甲斐市
16	やまなL017	笛吹市
17	やまなL018	上野原市
18	やまなL019	甲州市
19	やまなL020	中央市
20	やまなL021	市川三郷町
21	やまなL022	富士川町
22	やまなL024	早川町
23	やまなL025	身延町
24	やまなL026	南部町
25	やまなL027	昭和町
26	やまなL028	道志村
27	やまなL029	西桂町
28	やまなL030	忍野村
29	やまなL031	山中湖村
30	やまなL032	鳴沢村
31	やまなL033	富士河口湖町
32	やまなL034	小菅村
33	やまなL035	丹波山村
34	やまなL036	甲府地区広域行政事務組合消防本部
35	やまなL037	都留市消防本部
36	やまなL038	富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部
37	やまなL039	大月市消防本部
38	やまなL040	峡北広域行政事務組合消防本部
39	やまなL041	笛吹市消防本部
40	やまなL042	峡南広域行政組合消防本部
41	やまなL043	東山梨行政事務組合東山梨消防本部
42	やまなL044	上野原市消防本部
43	やまなL045	南アルプス市消防本部
44	やまなL046	関東森林管理局山梨森林管理事務所
45	やまなL047	関東財務局甲府財務事務所
46	やまなL048	関東農政局山梨県拠点
47	やまなL049	関東運輸局山梨運輸支局
48	やまなL050	山梨労働局
49	やまなL051	陸上自衛隊第1特科隊
50	やまなL052	山梨県市長会
51	やまなL053	山梨県町村会
52	やまなL054	東日本旅客鉄道(株)甲府地区センター
53	やまなL055	東日本電信電話(株)山梨支店
54	やまなL056	日本銀行甲府支店
55	やまなL057	日本赤十字社山梨県支部
56	やまなL058	日本放送協会甲府放送局
57	やまなL059	中日本高速道路(株)八王子支社甲府保全・サービスセンター
58	やまなL060	中日本高速道路(株)八王子支社大月保全・サービスセンター
59	やまなL061	日本通運(株)山梨支店
60	やまなL062	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社
61	やまなL063	東京ガス山梨(株)

防災危機  
管理課修  
正

# 山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

116	No.	識別信号	常置場所	No.	識別信号	常置場所	防災危機 管理課修 正	
		63	やまなし064	(株)NTTドコモ山梨支店	62	やまなし064		(株)NTTドコモ山梨支店
		64	やまなし065	日本郵便(株)甲府中央郵便局	63	やまなし065		日本郵便(株)甲府中央郵便局
		65	やまなし066	(株)山梨放送	64	やまなし066		(株)山梨放送
		66	やまなし067	(株)テレビ山梨	65	やまなし067		(株)テレビ山梨
		67	やまなし068	(株)エフエム富士	66	やまなし068		(株)エフエム富士
		68	やまなし069	山梨交通(株)敷島営業所	67	やまなし069		山梨交通(株)敷島営業所
		69	やまなし070	富士急行(株)	68	やまなし070		富士急行(株)
		70	やまなし071	(一社)山梨県トラック協会	69	やまなし071		(一社)山梨県トラック協会
		71	やまなし072	吉田瓦斯(株)	70	やまなし072		吉田瓦斯(株)
		72	やまなし073	(一社)山梨県医師会	71	やまなし073		(一社)山梨県医師会
		73	やまなし074	(一社)山梨県LPガス協会	72	やまなし074		(一社)山梨県LPガス協会
		74	やまなし075	山梨県道路公社	73	やまなし075		山梨県道路公社
		75	やまなし076	(公社)山梨県看護協会	74	やまなし076		(公社)山梨県看護協会
		76	やまなし077	(一社)山梨県バス協会	75	やまなし077		(一社)山梨県バス協会
		77	やまなし078	(福)山梨県社会福祉協議会	76	やまなし078		(福)山梨県社会福祉協議会
		78	やまなし079	(特非)山梨県ボランティア協会				
		79	やまなし080	(一社)山梨県建築士会	77	やまなし080		(一社)山梨県建築士会
		80	やまなし081	山梨大学医学部付属病院	78	やまなし081		山梨大学医学部付属病院
		81	やまなし082	山梨赤十字病院	79	やまなし082		山梨赤十字病院
		82	やまなし083	市立甲府病院	80	やまなし083		市立甲府病院
		83	やまなし084	山梨厚生病院	81	やまなし084		山梨厚生病院
		84	やまなし085	笛吹市中央病院	82	やまなし085		笛吹中央病院
		85	やまなし086	峡南医療センター 富士川病院	83	やまなし086		峡南医療センター 富士川病院
		86	やまなし087	斐崎市立病院	84	やまなし087		斐崎市立病院
		87	やまなし088	白根徳洲会病院	85	やまなし088		白根徳洲会病院
		88	やまなし089	富士吉田市立病院	86	やまなし089		富士吉田市立病院
		89	やまなし090	大月市立中央病院	87	やまなし090		大月市立中央病院
		90	やまなし091	(一社)山梨県造園建設業協会	88	やまなし091		(一社)山梨県造園建設業協会
		91	やまなし092	楯形総合公園	89	やまなし092		楯形総合公園
		92	やまなし093	富士川クラフトパーク	90	やまなし093		富士川クラフトパーク
		93	やまなし094	防災安全センター	91	やまなし094		防災安全センター
		94	やまなし095	緑が丘スポーツ公園	92	やまなし095		緑が丘スポーツ公園
		95	やまなし096	笛吹川フルーツ公園	93	やまなし096		笛吹川フルーツ公園
		96	やまなし097	曾根丘陵公園	94	やまなし097		曾根丘陵公園
		97	やまなし098	(株)岡島	95	やまなし098		(株)岡島
		98	やまなし099		96	やまなし099		富士山火山防災監宅
		99	やまなし101	(株)いちやまマート	97	やまなし101		(株)いちやまマート
		100	やまなし102	(株)オギノ	98	やまなし102		(株)オギノ
		101	やまなし103	(株)くろがねや	99	やまなし103		(株)くろがねや
		102	やまなし104	生活協同組合ユーコープやまなし県本部	100	やまなし104		生活協同組合ユーコープやまなし県本部
		103	やまなし105	生活協同組合バルシステム山梨	101	やまなし105		生活協同組合バルシステム山梨
		104	やまなし106	生活クラブ生活協同組合	102	やまなし106		生活クラブ協同組合
		105	やまなし107	(一社)山梨県電気設備協会	103	やまなし107		(一社)山梨県電気設備協会
		106	やまなし108	(一社)山梨県消防設備協会	104	やまなし108		(一社)山梨県消防設備協会
		107	やまなし109	(一社)山梨県管工事協会	105	やまなし109		(一社)山梨県管工事協会
		108	やまなし110	(一社)山梨県治山林道協会	106	やまなし110		(一社)山梨県治山林道協会
		109	やまなし111	(一社)山梨県建設業協会	107	やまなし111		(一社)山梨県建設業協会
		110	やまなし112	(一社)山梨県警備業協会	108	やまなし112		(一社)山梨県警備業協会
		111	やまなし113	赤帽山梨県軽自動車運送協同組合	109	やまなし113		赤帽山梨県軽自動車運送協同組合
		112	やまなし115	(一社)山梨県産業廃棄物協会	110	やまなし115		(一社)山梨県産業廃棄物協会
		113	やまなし116	防災航空隊	111	やまなし116		防災航空隊
		114	やまなし117	北病院	112	やまなし117		北病院
		115	やまなし118	環境科学研究所	113	やまなし118		富士山科学研究所
		116	やまなし119	広瀬ダム	114	やまなし119		広瀬ダム
		117	やまなし120	琴川ダム	115	やまなし120		琴川ダム
		118	やまなし121	荒川ダム管理事務所	116	やまなし121		荒川ダム管理事務所
		119	やまなし122	塩川ダム	117	やまなし122		塩川ダム
		120	やまなし123	大門ダム	118	やまなし123		大門ダム
		121	やまなし124	中北保健所	119	やまなし124		都留市立病院
		122	やまなし125	新環状・西関東道路建設事務所	120	やまなし125		新環状・西関東道路建設事務所
		123	やまなし126	(株)山交百貨店				

### 山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

117	No.	識別信号	常置場所	No.	識別信号	常置場所	防災危機 管理課修 正
	124	やまなし127	(一社)山梨県建設業協会甲府支部	121	やまなし127	(一社)山梨県建設業協会甲府支部	
	125	やまなし128	(一社)山梨県建設業協会塩山支部	122	やまなし128	(一社)山梨県建設業協会塩山支部	
	126	やまなし129	(一社)山梨県建設業協会笛吹支部	123	やまなし129	(一社)山梨県建設業協会笛吹支部	
	127	やまなし130	(一社)山梨県建設業協会市川支部	124	やまなし130	(一社)山梨県建設業協会市川支部	
	128	やまなし131	(一社)山梨県建設業協会身延支部	125	やまなし131	(一社)山梨県建設業協会身延支部	
	129	やまなし132	(一社)山梨県建設業協会峡北支部	126	やまなし132	(一社)山梨県建設業協会峡北支部	
	130	やまなし133	(一社)山梨県建設業協会富士・東部支部	127	やまなし133	(一社)山梨県建設業協会富士・東部支部	
	131	やまなし134					
	132	やまなし135	(一社)山梨県測量設計業協会	128	やまなし135	(一社)山梨県測量設計業協会	
	133	やまなし136	(一社)山梨県建設コンサルタツ協会事務局	129	やまなし136	(一社)山梨県建設コンサルタツ協会事務局	
	134	やまなし137	(公社)山梨県建設技術センター	130	やまなし137	(公社)山梨県建設技術センター	
	135	やまなし138	サントリー天然水白州工場	131	やまなし138	サントリー天然水白州工場	
	136	やまなし139	山梨県医薬品卸協同組合	132	やまなし139	山梨県医薬品卸協同組合	
	137	やまなし140	(一社)山梨県薬剤師会	133	やまなし140	(公社)山梨県薬剤師協会	
	138	やまなし141	(一社)山梨県歯科医師会	134	やまなし141	(一社)山梨県歯科医師会	
	139	やまなし142	桂川ウェルネスパーク	135	やまなし142	桂川ウェルネスパーク	
	140	やまなし143	葎崎中央公園	136	やまなし143	葎崎中央公園	
	141	やまなし144	山梨県重機・建設解体工事業協同組合	137	やまなし144	山梨県重機・建設解体工事業協同組合	

### 山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

118

#### 山梨県防災行政無線(半固定型以外)一覧表

車載型(出力5W)

No.	識別信号	常置場所	使用所属
1	やまなし201	県庁	知事
2	やまなし202	県庁	部長
3	やまなし203	県庁	部長
4	やまなし204	県庁	部長
5	やまなし205	県庁	部長
6	やまなし206	県庁	部長
7	やまなし207	県庁	部長
8	やまなし208	県庁	防災危機管理課
9	やまなし209	県庁	防災危機管理課
10	やまなし210	県庁	防災危機管理課
11	やまなし211	県庁	森林環境総務課
12	やまなし212	県庁	道路維持課
13	やまなし213	県庁	治水課
14	やまなし214	県庁	みどり自然課
15	やまなし215	消防防災航空隊	消防防災航空隊
16	やまなし216	消防防災航空隊	消防防災航空隊
17	やまなし217	荒川ダム	荒川ダム
18	やまなし218	大門ダム	大門ダム
19	やまなし219	広瀬ダム	広瀬ダム
20	やまなし220	塩川ダム	塩川ダム
21	やまなし221	北巨摩合同庁舎	中北地域県民センター
22	やまなし222	北巨摩合同庁舎	中北地域県民センター
23	やまなし223	北巨摩合同庁舎	中北建設事務所峡北支所
24	やまなし224	北巨摩合同庁舎	中北建設事務所峡北支所
25	やまなし225	北巨摩合同庁舎	中北林務環境事務所
26	やまなし226	北巨摩合同庁舎	中北林務環境事務所
27	やまなし227	中北建設事務所	中北建設事務所
28	やまなし228	中北建設事務所	中北建設事務所
29	やまなし229	南巨摩合同庁舎	峡南地域県民センター
30	やまなし230	西八代合同庁舎	峡南地域県民センター
31	やまなし231	西八代合同庁舎	峡南建設事務所
32	やまなし232	西八代合同庁舎	峡南建設事務所
33	やまなし233	西八代合同庁舎	峡南林務環境事務所
34	やまなし234	西八代合同庁舎	峡南林務環境事務所
35	やまなし235	峡南建設事務所(身延)	峡南建設事務所(身延)
36	やまなし236	峡南建設事務所(身延)	峡南建設事務所(身延)
37	やまなし237	東山梨合同庁舎	峡東地域県民センター
38	やまなし238	東山梨合同庁舎	峡東地域県民センター
39	やまなし239	東山梨合同庁舎	峡東建設事務所
40	やまなし240	東山梨合同庁舎	峡東建設事務所
41	やまなし241	東山梨合同庁舎	峡東林務環境事務所
42	やまなし242	東山梨合同庁舎	峡東林務環境事務所
43	やまなし243	南都留合同庁舎	富士・東部県民センター
44	やまなし244	南都留合同庁舎	富士・東部県民センター
45	やまなし245	南都留合同庁舎	富士・東部林務事務所
46	やまなし246	南都留合同庁舎	富士・東部林務事務所
47	やまなし247	富士・東部建設事務所	富士・東部建設事務所
48	やまなし248	富士・東部建設事務所	富士・東部建設事務所
49	やまなし249	富士吉田合同庁舎	富士・東部建設事務所吉田支所
50	やまなし250	富士吉田合同庁舎	富士・東部建設事務所吉田支所

#### 山梨県防災行政無線(半固定型以外)一覧表

車載型(出力5W)

No.	識別信号	常置場所	使用所属
1	やまなし201	県庁	知事
2	やまなし202	県庁	部長
3	やまなし203	県庁	部長
4	やまなし204	県庁	部長
5	やまなし205	県庁	部長
6	やまなし206	県庁	部長
7	やまなし207	県庁	部長
8	やまなし208	県庁	防災危機管理課
9	やまなし209	県庁	防災危機管理課
10	やまなし210	県庁	防災危機管理課
11	やまなし211	県庁	林政総務課
12	やまなし212	県庁	道路管理課
13	やまなし213	県庁	治水課
14	やまなし214	県庁	自然共生推進課
15	やまなし215	消防防災航空隊	消防防災航空隊
16	やまなし216	消防防災航空隊	消防防災航空隊
17	やまなし217	荒川ダム	荒川ダム
18	やまなし218	大門ダム	大門ダム
19	やまなし219	広瀬ダム	広瀬ダム
20	やまなし220	塩川ダム	塩川ダム
21	やまなし221	北巨摩合同庁舎	中北地域県民センター
22	やまなし222	北巨摩合同庁舎	中北地域県民センター
23	やまなし223	北巨摩合同庁舎	中北建設事務所峡北支所
24	やまなし224	北巨摩合同庁舎	中北建設事務所峡北支所
25	やまなし225	北巨摩合同庁舎	中北林務環境事務所
26	やまなし226	北巨摩合同庁舎	中北林務環境事務所
27	やまなし227	中北建設事務所	中北建設事務所
28	やまなし228	中北建設事務所	中北建設事務所
29	やまなし229	南巨摩合同庁舎	峡南地域県民センター
30	やまなし230	西八代合同庁舎	峡南地域県民センター
31	やまなし231	西八代合同庁舎	峡南建設事務所
32	やまなし232	西八代合同庁舎	峡南建設事務所
33	やまなし233	西八代合同庁舎	峡南林務環境事務所
34	やまなし234	西八代合同庁舎	峡南林務環境事務所
35	やまなし235	峡南建設事務所(身延)	峡南建設事務所(身延)
36	やまなし236	峡南建設事務所(身延)	峡南建設事務所(身延)
37	やまなし237	東山梨合同庁舎	峡東地域県民センター
38	やまなし238	東山梨合同庁舎	峡東地域県民センター
39	やまなし239	東山梨合同庁舎	峡東建設事務所
40	やまなし240	東山梨合同庁舎	峡東建設事務所
41	やまなし241	東山梨合同庁舎	峡東林務環境事務所
42	やまなし242	東山梨合同庁舎	峡東林務環境事務所
43	やまなし243	南都留合同庁舎	富士・東部県民センター
44	やまなし244	南都留合同庁舎	富士・東部県民センター
45	やまなし245	南都留合同庁舎	富士・東部林務事務所
46	やまなし246	南都留合同庁舎	富士・東部林務事務所
47	やまなし247	富士・東部建設事務所	富士・東部建設事務所
48	やまなし248	富士・東部建設事務所	富士・東部建設事務所
49	やまなし249	富士吉田合同庁舎	富士・東部建設事務所吉田支所
50	やまなし250	富士吉田合同庁舎	富士・東部建設事務所吉田支所

防災危機  
管理課修  
正

### 山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

119

**携帯型(出力2W)**

No.	識別信号	常置場所	使用所属
1	やまなし301	県庁	防災危機管理課
2	やまなし302	県庁	防災危機管理課
3	やまなし303	県庁	防災危機管理課
4	やまなし304	県庁	防災危機管理課
5	やまなし305	県庁	防災危機管理課
6	やまなし306	県庁	防災危機管理課
7	やまなし307	県庁	防災危機管理課
8	やまなし308	県庁	防災危機管理課
9	やまなし309	県庁	防災危機管理課
10	やまなし310	県庁	防災危機管理課
11	やまなし311	県庁	防災危機管理課
12	やまなし312	県庁	防災危機管理課
13	やまなし313	県庁	防災危機管理課
14	やまなし314	県庁	防災危機管理課
15	やまなし315	県庁	防災危機管理課
16	やまなし316	県庁	防災危機管理課
17	やまなし317	県庁	防災危機管理課
18	やまなし318	県庁	防災危機管理課
19	やまなし319	県庁	秘書課
20	やまなし320	県庁	警察通信部
21	やまなし321	消防防災航空隊	消防防災航空隊
22	やまなし322	消防防災航空隊	消防防災航空隊
23	やまなし323	消防防災航空隊	消防防災航空隊
24	やまなし324	消防防災航空隊	消防防災航空隊
25	やまなし325	消防防災航空隊	消防防災航空隊
26	やまなし326	消防防災航空隊	消防防災航空隊
27	やまなし327	消防防災航空隊	消防防災航空隊
28	やまなし328	消防防災航空隊	消防防災航空隊
29	やまなし329	消防防災航空隊	消防防災航空隊
30	やまなし330	消防防災航空隊	消防防災航空隊
31	やまなし331	消防防災航空隊	消防防災航空隊
32	やまなし332	北巨摩合同庁舎	中北地域県民センター
33	やまなし333	北巨摩合同庁舎	中北地域県民センター
34	やまなし334	北巨摩合同庁舎	中北林務環境事務所
35	やまなし335	北巨摩合同庁舎	中北建設事務所峡北支所
36	やまなし336	中北建設事務所	中北建設事務所
37	やまなし337	南巨摩合同庁舎	峡南地域県民センター
38	やまなし338	南巨摩合同庁舎	峡南地域県民センター
39	やまなし339	西八代合同庁舎	峡南建設事務所
40	やまなし340	西八代合同庁舎	峡南林務環境事務所
41	やまなし341	峡南建設事務所(身延)	峡南建設事務所(身延)
42	やまなし342	東山梨合同庁舎	峡東地域県民センター
43	やまなし343	東山梨合同庁舎	峡東地域県民センター
44	やまなし344	東山梨合同庁舎	峡東林務環境事務所
45	やまなし345	東山梨合同庁舎	峡東建設事務所
46	やまなし346	南都留合同庁舎	富士・東部地域県民センター
47	やまなし347	南都留合同庁舎	富士・東部地域県民センター
48	やまなし348	南都留合同庁舎	富士・東部林務環境事務所
49	やまなし349	富士・東部建設事務所	富士・東部建設事務所
50	やまなし350	富士吉田合同庁舎	富士・東部建設事務所吉田支所

**携帯型(出力2W)**

No.	識別信号	常置場所	使用所属
1	やまなし301	県庁	防災危機管理課
2	やまなし302	県庁	防災危機管理課
3	やまなし303	県庁	防災危機管理課
4	やまなし304	県庁	防災危機管理課
5	やまなし305	県庁	防災危機管理課
6	やまなし306	県庁	防災危機管理課
7	やまなし307	県庁	防災危機管理課
8	やまなし308	県庁	防災危機管理課
9	やまなし309	県庁	防災危機管理課
10	やまなし310	県庁	防災危機管理課
11	やまなし311	県庁	防災危機管理課
12	やまなし312	県庁	防災危機管理課
13	やまなし313	県庁	防災危機管理課
14	やまなし314	県庁	防災危機管理課
15	やまなし315	県庁	防災危機管理課
16	やまなし316	県庁	防災危機管理課
17	やまなし317	県庁	防災危機管理課
18	やまなし318	県庁	秘書グループ
19	やまなし319	県庁	秘書グループ
20	やまなし320	県庁	防災危機管理課
21	やまなし321	消防防災航空隊	消防防災航空隊
22	やまなし322	消防防災航空隊	消防防災航空隊
23	やまなし323	消防防災航空隊	消防防災航空隊
24	やまなし324	消防防災航空隊	消防防災航空隊
25	やまなし325	消防防災航空隊	消防防災航空隊
26	やまなし326	消防防災航空隊	消防防災航空隊
27	やまなし327	消防防災航空隊	消防防災航空隊
28	やまなし328	消防防災航空隊	消防防災航空隊
29	やまなし329	消防防災航空隊	消防防災航空隊
30	やまなし330	消防防災航空隊	消防防災航空隊
31	やまなし331	消防防災航空隊	消防防災航空隊
32	やまなし332	北巨摩合同庁舎	中北地域県民センター
33	やまなし333	北巨摩合同庁舎	中北地域県民センター
34	やまなし334	北巨摩合同庁舎	中北林務環境事務所
35	やまなし335	北巨摩合同庁舎	中北建設事務所峡北支所
36	やまなし336	中北建設事務所	中北建設事務所
37	やまなし337	南巨摩合同庁舎	峡南地域県民センター
38	やまなし338	南巨摩合同庁舎	峡南地域県民センター
39	やまなし339	西八代合同庁舎	峡南建設事務所
40	やまなし340	西八代合同庁舎	峡南林務環境事務所
41	やまなし341	峡南建設事務所(身延)	峡南建設事務所(身延)
42	やまなし342	東山梨合同庁舎	峡東地域県民センター
43	やまなし343	東山梨合同庁舎	峡東地域県民センター
44	やまなし344	東山梨合同庁舎	峡東林務環境事務所
45	やまなし345	東山梨合同庁舎	峡東建設事務所
46	やまなし346	南都留合同庁舎	富士・東部地域県民センター
47	やまなし347	南都留合同庁舎	富士・東部地域県民センター
48	やまなし348	南都留合同庁舎	富士・東部林務環境事務所
49	やまなし349	富士・東部建設事務所	富士・東部建設事務所
50	やまなし350	富士吉田合同庁舎	富士・東部建設事務所吉田支所

防災危機  
管理課修  
正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
121	<p>第4節 水防対策</p> <p>1 水防の責任</p> <p>(2) 水防管理団体の責任</p> <p>カ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(法第 15 条の 3)</p> <hr/> <p>キ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告(法第 15 条の6、法第 15 条の7、法第 15 条の8)</p>	<p>第4節 水防対策</p> <p>1 水防の責任</p> <p>(2) 水防管理団体の責任</p> <p>カ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(法第 15 条の 3)</p> <p><u>キ 要配慮者利用施設から避難確保計画作成又は避難訓練結果の報告を受けたとき、必要な助言又は勧告(法第 15 条の 3)</u></p> <p>ク 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告(法第 15 条の6、法第 15 条の7、法第 15 条の8)</p>	<p>防災基本 計画修正 のため</p>
122	<p>ク 予想される水災の危険の周知(法第 15 条の 11)</p> <p>ケ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動(法第 17 条)</p> <p>コ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償(法第 19 条第 2 項)</p> <p>カ サ 警戒区域の設定(法第 21 条)</p> <p>シ 警察官の援助の要求(法第 22 条)</p> <p>ス 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請(法第 23 条)</p> <p>セ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置(法第 25 条、法第 26 条)</p> <p>ソ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償(法第 28 条第 3 項)</p> <p>タ 避難のための立退きの指示(法第 29 条)</p> <p>チ 水防訓練の実施(法第 32 条の 2)</p> <p>ツ (指定水防管理団体)水防計画の作成及び要旨の公表(法第 33 条第 1 項及び第 3 項)</p> <p>テ (指定水防管理団体)水防協議会の設置(法第 34 条)</p> <p>ト 水防協力団体の指定・公示(法第 36 条)</p> <p>ナ 水防協力団体に対する監督等(法第 39 条)</p> <p>ニ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第 40 条)</p> <p>ヌ 水防従事者に対する災害補償(法第 45 条)</p> <p>ネ 消防事務との調整(法第 50 条)</p>	<p>ケ 予想される水災の危険の周知(法第 15 条の 11)</p> <p>コ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動(法第 17 条)</p> <p>カ サ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償(法第 19 条第 2 項)</p> <p>シ 警戒区域の設定(法第 21 条)</p> <p>ス 警察官の援助の要求(法第 22 条)</p> <p>セ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請(法第 23 条)</p> <p>ソ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置(法第 25 条、法第 26 条)</p> <p>タ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償(法第 28 条第 3 項)</p> <p>チ 避難のための立退きの指示(法第 29 条)</p> <p>ツ 水防訓練の実施(法第 32 条の 2)</p> <p>テ (指定水防管理団体)水防計画の作成及び要旨の公表(法第 33 条第 1 項及び第 3 項)</p> <p>ト (指定水防管理団体)水防協議会の設置(法第 34 条)</p> <p>ナ 水防協力団体の指定・公示(法第 36 条)</p> <p>ニ 水防協力団体に対する監督等(法第 39 条)</p> <p>ヌ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第 40 条)</p> <p>ネ 水防従事者に対する災害補償(法第 45 条)</p> <p>ノ 消防事務との調整(法第 50 条)</p>	
125	<p>5 通信連絡</p> <p>(1)~(3) (略)</p>	<p>5 通信連絡</p> <p>(1)~(3) (略)</p>	

# 山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

126

水防管理団体 連絡先一覧

市町村	担当部署	NTT電話	NTTファクス	国直轄河川	県管理河川
I 甲府市	建設部 土木課	055-278-4842	055-278-4846		
	建設部 土木課	055-278-4842	055-278-4846		
II 山梨市	建設部 土木課	055-282-1111	055-282-1111		
	建設部 土木課	055-282-1111	055-282-1111		
III 韮崎市	建設部 土木課	055-222-1111	055-222-1111		
	建設部 土木課	055-222-1111	055-222-1111		
IV 南アルプス市	建設部 土木課	055-282-6368	055-282-6319		
	建設部 土木課	055-282-6368	055-282-6319		
V 北杜市	建設部 土木課	055-42-1323	055-42-1122		
	建設部 土木課	055-42-1323	055-42-1122		
VI 甲斐市	建設部 土木課	055-278-1676	055-278-2047		
	建設部 土木課	055-278-1676	055-278-2047		
VII 笛吹市	建設部 土木課	055-261-3333	055-261-3335		
	建設部 土木課	055-261-3333	055-261-3335		
VIII 甲州市	建設部 土木課	0553-32-5041	0553-32-1818		
	建設部 土木課	0553-32-5041	0553-32-1818		
IX 中央市	建設部 土木課	055-274-8519	055-274-7130		
	建設部 土木課	055-274-8519	055-274-7130		
X 市川三郷町	建設部 土木課	055-272-6090	055-272-5601		
	建設部 土木課	055-272-6090	055-272-5601		
XI 身延町	建設部 土木課	0556-42-4808	0556-42-2127		
	建設部 土木課	0556-42-4808	0556-42-2127		
XII 南部町	建設部 土木課	0556-66-3408	0556-66-2190		
	建設部 土木課	0556-66-3408	0556-66-2190		
XIII 富士川町	建設部 土木課	0556-22-7218	0556-22-7218		
	建設部 土木課	0556-22-7218	0556-22-7218		
XIV 昭和町	建設部 土木課	055-275-8412	055-275-5250		
	建設部 土木課	055-275-8412	055-275-5250		

水防管理団体 連絡先一覧

市町村名	担当部署	NTT電話	NTTファクス	国直轄河川	県管理河川
1 甲府市	まちづくり部 まち整備室 道路河川課	055-237-5842	055-237-8067		
	まちづくり部 まち整備室 市長直轄組織 危機管理率防災企画課	055-237-5331	055-237-9911	○	○
2 山梨市	危機管理率防災企画課	0553-22-1111	0553-23-2800	○	○
	危機管理率防災企画課	0553-22-1111	0553-23-2800	○	○
3 韮崎市	総務課	0551-22-1111	0551-22-8479	○	○
	総務課	0551-22-1111	0551-22-8479	○	○
4 南アルプス市	道路整備課	055-282-6368	055-282-6319	○	○
	消防課	055-282-7214	055-282-6495	○	○
5 北杜市	建設部 消防河川課	0551-42-1323	0551-42-1122		○
	建設部 消防河川課	0551-42-1323	0551-42-1122		○
6 甲斐市	防災危機管理課	055-278-1676	055-278-2047	○	○
	防災危機管理課	055-278-1676	055-278-2047	○	○
7 笛吹市	建設部 土木課	055-261-3333	055-261-3335	○	○
	建設部 土木課	055-261-3333	055-261-3335	○	○
8 甲州市	総務課	0553-32-5041	0553-32-1818		○
	行政・防災担当	0553-32-5041	0553-32-1818		○
9 中央市	危機管理課	055-274-8519	055-274-7130	○	○
	危機管理課	055-274-8519	055-274-7130	○	○
10 市川三郷町	土木整備課 公共土木係	055-272-6090	055-272-5601		
	防災課 防災防犯係	055-272-1175	055-272-2525	○	○
11 身延町	建設課 公共土木担当	0556-42-4808	0556-42-2127	○	○
	交通防災課 交通防災担当	0556-42-4809	0556-42-2127	○	○
12 南部町	建設課	0556-66-3408	0556-66-2190	○	○
	交通防災課	0556-66-3417	同上	○	○
13 富士川町	防災課	0556-22-7218	0556-22-7218	○	○
	防災課	0556-22-7218	0556-22-7218	○	○
14 昭和町	企画財政課	055-275-8412	055-275-5250	○	○
	企画財政課	055-275-8154	055-275-2109	○	○

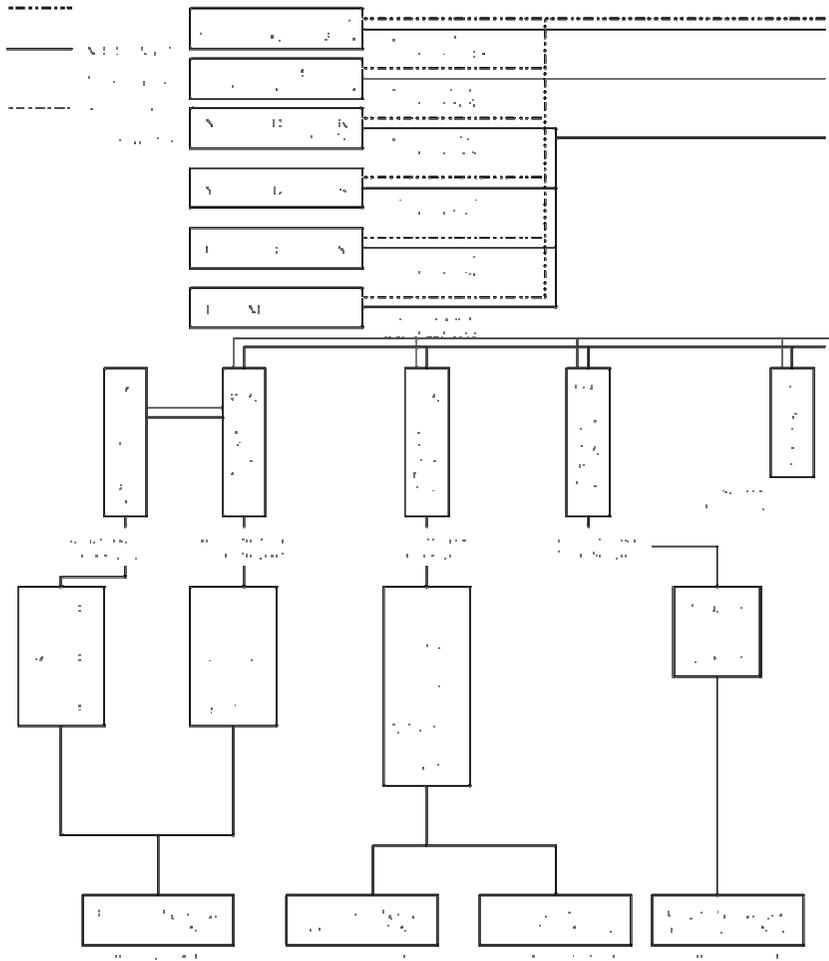
治水課修正  
災害対策基本法改正のため

# 山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

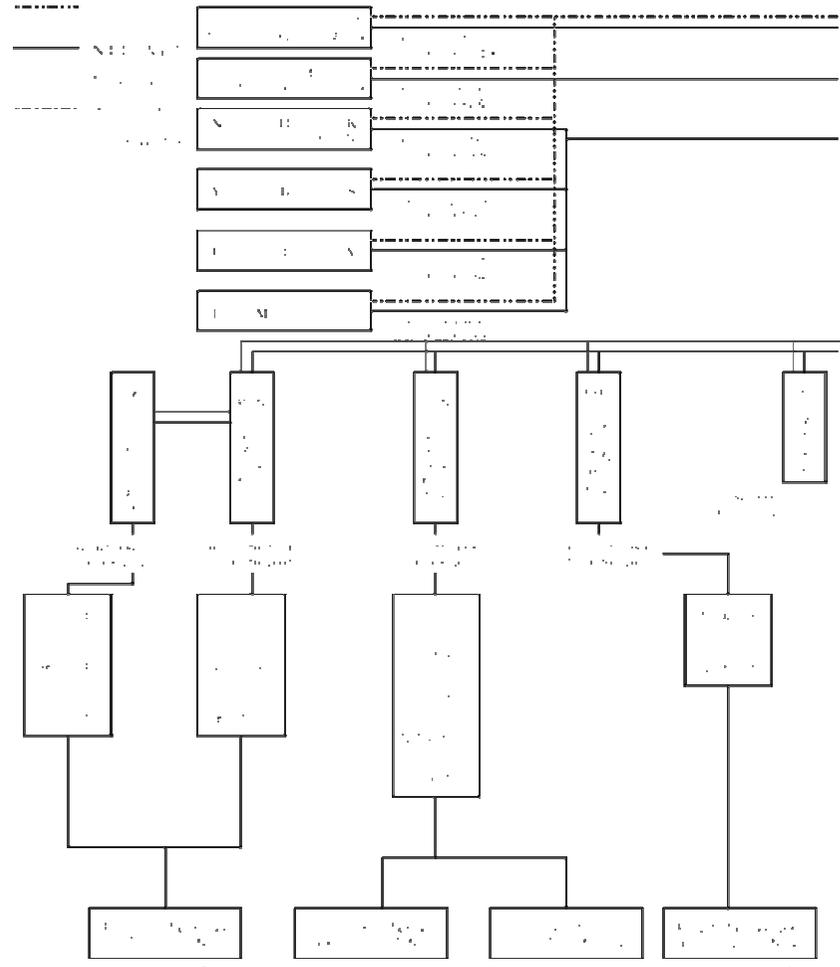
本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

127

## 水 防 運 絡



## 水 防 運 絡



中央市危機管理課  
修正

### 山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

129	<p>6 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報 (略) (1)、(2) (略) (3) 洪水予報の担当官署</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">予報区域名</th> <th style="width: 85%;">担当官署</th> </tr> <tr> <td>富士川 (釜無川を含む)</td> <td>甲府河川国道事務所、甲府地方気象台、<span style="color: red;">静岡地方気象台</span></td> </tr> <tr> <td>笛吹川</td> <td>甲府河川国道事務所、甲府地方気象台</td> </tr> </table> <p>(4) (略) (5) 洪水予報の伝達経路及び手段 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">対象河川</th> <th style="width: 15%;">基準水位観測所</th> <th style="width: 30%;">情報発信事務所</th> <th style="width: 45%;">水防管理団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl;">富士川</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl;">淵山橋</td> <td>中北建設事務所</td> <td>甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町</td> </tr> <tr> <td>中北建設事務所峡北支所</td> <td>韮崎市</td> </tr> <tr> <td>峡南建設事務所</td> <td>市川三郷町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">清水端</td> <td>峡南建設事務所</td> <td>市川三郷町、身延町</td> </tr> <tr> <td>峡南建設事務所</td> <td>身延町</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">南部</td> <td><span style="color: red;">身延河川砂防管理課</span></td> <td>南部町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">笛吹川</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">石和</td> <td>中北建設事務所</td> <td>甲府市</td> </tr> <tr> <td>峡東建設事務所</td> <td>笛吹市</td> </tr> </tbody> </table>	予報区域名	担当官署	富士川 (釜無川を含む)	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台、 <span style="color: red;">静岡地方気象台</span>	笛吹川	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台	対象河川	基準水位観測所	情報発信事務所	水防管理団体	富士川	淵山橋	中北建設事務所	甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町	中北建設事務所峡北支所	韮崎市	峡南建設事務所	市川三郷町	清水端	峡南建設事務所	市川三郷町、身延町	峡南建設事務所	身延町	南部	<span style="color: red;">身延河川砂防管理課</span>	南部町	笛吹川	石和	中北建設事務所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹市	<p>6 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報 (略) (1)、(2) (略) (3) 洪水予報の担当官署</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">予報区域名</th> <th style="width: 85%;">担当官署</th> </tr> <tr> <td>富士川 (釜無川を含む)</td> <td>甲府河川国道事務所、甲府地方気象台 _____</td> </tr> <tr> <td>笛吹川</td> <td>甲府河川国道事務所、甲府地方気象台</td> </tr> </table> <p>(4) (略) (5) 洪水予報の伝達経路及び手段 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">対象河川</th> <th style="width: 15%;">基準水位観測所</th> <th style="width: 30%;">情報発信事務所</th> <th style="width: 45%;">水防管理団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl;">富士川</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl;">船山橋</td> <td>中北建設事務所</td> <td>甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町</td> </tr> <tr> <td>中北建設事務所峡北支所</td> <td>韮崎市</td> </tr> <tr> <td>峡南建設事務所</td> <td>市川三郷町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">清水端</td> <td>峡南建設事務所</td> <td>市川三郷町、身延町</td> </tr> <tr> <td>峡南建設事務所</td> <td>身延町</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">南部</td> <td><span style="color: red;">峡南建設事務所身延支所</span></td> <td>南部町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">笛吹川</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">石和</td> <td>中北建設事務所</td> <td>甲府市</td> </tr> <tr> <td>峡東建設事務所</td> <td>笛吹市</td> </tr> </tbody> </table>	予報区域名	担当官署	富士川 (釜無川を含む)	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台 _____	笛吹川	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台	対象河川	基準水位観測所	情報発信事務所	水防管理団体	富士川	船山橋	中北建設事務所	甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町	中北建設事務所峡北支所	韮崎市	峡南建設事務所	市川三郷町	清水端	峡南建設事務所	市川三郷町、身延町	峡南建設事務所	身延町	南部	<span style="color: red;">峡南建設事務所身延支所</span>	南部町	笛吹川	石和	中北建設事務所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹市	<p>市川三郷町防災課修正</p> <p>治水課修正</p>
予報区域名	担当官署																																																																		
富士川 (釜無川を含む)	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台、 <span style="color: red;">静岡地方気象台</span>																																																																		
笛吹川	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台																																																																		
対象河川	基準水位観測所	情報発信事務所	水防管理団体																																																																
富士川	淵山橋	中北建設事務所	甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町																																																																
		中北建設事務所峡北支所	韮崎市																																																																
		峡南建設事務所	市川三郷町																																																																
	清水端	峡南建設事務所	市川三郷町、身延町																																																																
		峡南建設事務所	身延町																																																																
	南部	<span style="color: red;">身延河川砂防管理課</span>	南部町																																																																
笛吹川	石和	中北建設事務所	甲府市																																																																
		峡東建設事務所	笛吹市																																																																
予報区域名	担当官署																																																																		
富士川 (釜無川を含む)	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台 _____																																																																		
笛吹川	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台																																																																		
対象河川	基準水位観測所	情報発信事務所	水防管理団体																																																																
富士川	船山橋	中北建設事務所	甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町																																																																
		中北建設事務所峡北支所	韮崎市																																																																
		峡南建設事務所	市川三郷町																																																																
	清水端	峡南建設事務所	市川三郷町、身延町																																																																
		峡南建設事務所	身延町																																																																
	南部	<span style="color: red;">峡南建設事務所身延支所</span>	南部町																																																																
笛吹川	石和	中北建設事務所	甲府市																																																																
		峡東建設事務所	笛吹市																																																																
131																																																																			



### 山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

138	<p>9 山梨県が行う水防警報 (1) 水防警報を行う河川名、区域 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">河川名</th> <th style="width: 90%;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荒川</td> <td>左岸 甲府市山宮町483番地先金石橋から笛吹川合流点まで 右岸 甲斐市牛句88番の1地先金石橋から笛吹川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>塩川</td> <td>左岸 北杜市明野町上神取1666番の1地先から甲斐市宇津谷字滝沢5577番の1地先まで 右岸 北杜市須玉町東向1068番の1地先から韮崎市本町四丁目3125番地先まで</td> </tr> <tr> <td>相川</td> <td>左岸 甲府市古府中町6033番の6地先から甲府市宝二丁目1023番地先まで 右岸 甲府市塚原町7番の2地先から甲府市飯田五丁目659番地先まで</td> </tr> <tr> <td>濁川</td> <td>左岸 甲府市宝一丁目78番の2地先から甲府市下曾根町3304番地の2地先まで 右岸 甲府市宝一丁目70番の1地先から甲府市大津町1871番地の1地先まで</td> </tr> <tr> <td>平等川</td> <td>左岸 山梨市山根320番の1地先から甲府市上曾根町1839番地の3地先まで 右岸 山梨市山根340番地先から甲府市小曲町1505番地先まで</td> </tr> <tr> <td>滝戸川</td> <td>左岸 甲府市中畑町1237番の1地先から中央市高部1049番の2地先新滝戸川橋まで 右岸 甲府市中心経寺町76番の2地先から中央市高部1922番の4地先新滝戸川橋まで</td> </tr> <tr> <td>境川</td> <td>左岸 笛吹市境川町藤壘885番地先から甲府市白井町950番</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区域	荒川	左岸 甲府市山宮町483番地先金石橋から笛吹川合流点まで 右岸 甲斐市牛句88番の1地先金石橋から笛吹川合流点まで	塩川	左岸 北杜市明野町上神取1666番の1地先から甲斐市宇津谷字滝沢5577番の1地先まで 右岸 北杜市須玉町東向1068番の1地先から韮崎市本町四丁目3125番地先まで	相川	左岸 甲府市古府中町6033番の6地先から甲府市宝二丁目1023番地先まで 右岸 甲府市塚原町7番の2地先から甲府市飯田五丁目659番地先まで	濁川	左岸 甲府市宝一丁目78番の2地先から甲府市下曾根町3304番地の2地先まで 右岸 甲府市宝一丁目70番の1地先から甲府市大津町1871番地の1地先まで	平等川	左岸 山梨市山根320番の1地先から甲府市上曾根町1839番地の3地先まで 右岸 山梨市山根340番地先から甲府市小曲町1505番地先まで	滝戸川	左岸 甲府市中畑町1237番の1地先から中央市高部1049番の2地先新滝戸川橋まで 右岸 甲府市中心経寺町76番の2地先から中央市高部1922番の4地先新滝戸川橋まで	境川	左岸 笛吹市境川町藤壘885番地先から甲府市白井町950番	<p>9 山梨県が行う水防警報 (1) 水防警報を行う河川名、区域 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">河川名</th> <th style="width: 90%;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荒川</td> <td>左岸 甲府市山宮町483番地先金石橋から笛吹川合流点まで 右岸 甲斐市牛句88番の1地先金石橋から笛吹川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>塩川</td> <td>左岸 北杜市明野町上神取1666番の1地先から甲斐市宇津谷字滝沢5577番の1地先まで 右岸 北杜市須玉町東向1068番の1地先から韮崎市本町四丁目3125番地先まで</td> </tr> <tr> <td>相川</td> <td>左岸 甲府市古府中町6033番の6地先から甲府市宝二丁目1023番地先まで 右岸 甲府市塚原町7番の2地先から甲府市飯田五丁目659番地先まで</td> </tr> <tr> <td>濁川</td> <td>左岸 甲府市宝一丁目78番の2地先から甲府市下曾根町3304番地の2地先まで 右岸 甲府市宝一丁目70番の1地先から甲府市大津町1871番地の1地先まで</td> </tr> <tr> <td>平等川</td> <td>左岸 山梨市山根320番の1地先から甲府市上曾根町1839番地の3地先まで 右岸 山梨市山根340番地先から甲府市小曲町1505番地先まで</td> </tr> <tr> <td>滝戸川</td> <td>左岸 甲府市中畑町1237番の1地先から中央市高部1049番の2地先新滝戸川橋まで 右岸 甲府市中心経寺町76番の2地先から中央市高部1922番の4地先新滝戸川橋まで</td> </tr> <tr> <td>境川</td> <td>左岸 笛吹市境川町藤壘885番地先から甲府市白井町950番</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区域	荒川	左岸 甲府市山宮町483番地先金石橋から笛吹川合流点まで 右岸 甲斐市牛句88番の1地先金石橋から笛吹川合流点まで	塩川	左岸 北杜市明野町上神取1666番の1地先から甲斐市宇津谷字滝沢5577番の1地先まで 右岸 北杜市須玉町東向1068番の1地先から韮崎市本町四丁目3125番地先まで	相川	左岸 甲府市古府中町6033番の6地先から甲府市宝二丁目1023番地先まで 右岸 甲府市塚原町7番の2地先から甲府市飯田五丁目659番地先まで	濁川	左岸 甲府市宝一丁目78番の2地先から甲府市下曾根町3304番地の2地先まで 右岸 甲府市宝一丁目70番の1地先から甲府市大津町1871番地の1地先まで	平等川	左岸 山梨市山根320番の1地先から甲府市上曾根町1839番地の3地先まで 右岸 山梨市山根340番地先から甲府市小曲町1505番地先まで	滝戸川	左岸 甲府市中畑町1237番の1地先から中央市高部1049番の2地先新滝戸川橋まで 右岸 甲府市中心経寺町76番の2地先から中央市高部1922番の4地先新滝戸川橋まで	境川	左岸 笛吹市境川町藤壘885番地先から甲府市白井町950番	治水課修正
河川名	区域																																		
荒川	左岸 甲府市山宮町483番地先金石橋から笛吹川合流点まで 右岸 甲斐市牛句88番の1地先金石橋から笛吹川合流点まで																																		
塩川	左岸 北杜市明野町上神取1666番の1地先から甲斐市宇津谷字滝沢5577番の1地先まで 右岸 北杜市須玉町東向1068番の1地先から韮崎市本町四丁目3125番地先まで																																		
相川	左岸 甲府市古府中町6033番の6地先から甲府市宝二丁目1023番地先まで 右岸 甲府市塚原町7番の2地先から甲府市飯田五丁目659番地先まで																																		
濁川	左岸 甲府市宝一丁目78番の2地先から甲府市下曾根町3304番地の2地先まで 右岸 甲府市宝一丁目70番の1地先から甲府市大津町1871番地の1地先まで																																		
平等川	左岸 山梨市山根320番の1地先から甲府市上曾根町1839番地の3地先まで 右岸 山梨市山根340番地先から甲府市小曲町1505番地先まで																																		
滝戸川	左岸 甲府市中畑町1237番の1地先から中央市高部1049番の2地先新滝戸川橋まで 右岸 甲府市中心経寺町76番の2地先から中央市高部1922番の4地先新滝戸川橋まで																																		
境川	左岸 笛吹市境川町藤壘885番地先から甲府市白井町950番																																		
河川名	区域																																		
荒川	左岸 甲府市山宮町483番地先金石橋から笛吹川合流点まで 右岸 甲斐市牛句88番の1地先金石橋から笛吹川合流点まで																																		
塩川	左岸 北杜市明野町上神取1666番の1地先から甲斐市宇津谷字滝沢5577番の1地先まで 右岸 北杜市須玉町東向1068番の1地先から韮崎市本町四丁目3125番地先まで																																		
相川	左岸 甲府市古府中町6033番の6地先から甲府市宝二丁目1023番地先まで 右岸 甲府市塚原町7番の2地先から甲府市飯田五丁目659番地先まで																																		
濁川	左岸 甲府市宝一丁目78番の2地先から甲府市下曾根町3304番地の2地先まで 右岸 甲府市宝一丁目70番の1地先から甲府市大津町1871番地の1地先まで																																		
平等川	左岸 山梨市山根320番の1地先から甲府市上曾根町1839番地の3地先まで 右岸 山梨市山根340番地先から甲府市小曲町1505番地先まで																																		
滝戸川	左岸 甲府市中畑町1237番の1地先から中央市高部1049番の2地先新滝戸川橋まで 右岸 甲府市中心経寺町76番の2地先から中央市高部1922番の4地先新滝戸川橋まで																																		
境川	左岸 笛吹市境川町藤壘885番地先から甲府市白井町950番																																		